

平成18年9月定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成18年9月21日～22日

場 所 第3委員会室

平成18年9月21日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第2号 宮崎県総合博物館条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 平成17年度公営企業会計決算の認定について
- 請願第27号 県民文化ホール廃止の延期についての請願
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・組織犯罪対策の推進状況について
 - ・高齢者の交通事故の現状と対策について
 - ・新駐車対策法施行後の状況について
 - ・台風13号に伴う災害警備対策等について
 - ・第30回全国高等学校総合文化祭京都大会の結果について
 - ・「宮崎の就学前教育すくすくプラン（案）」の概要について
 - ・「教職員の服務規律に係る緊急対策会議」の概要について
 - ・平成18年度全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の結果について
 - ・平成18年度国民体育大会第26回九州ブロック大会の結果について
 - ・北部管理事務所の災害復旧状況について

出席委員（8人）

委員 長	外山良治
副委員 長	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	柄本憲生
生活安全部長	井上光司
刑事部長	石村明朗
交通部長	伊藤榮啓
警備部長	田崎三男
警務部参事官	谷口数雄
警務部参事官兼 会計課長	椎康一
生活安全部参事官 兼地域課長	柏田憲一
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	椎木伸一
少年課長	大町正行
交通部参事官兼 運転免許課長	白方寛
交通規制課長	中園雅夫

教育委員会

教育 長	高山耕吉
教育次長 (総括)	石野田幸蔵
教育次長	前田博

(教育政策担当)

教育次長 (教育振興担当)	福島 信 雄
総務課長	梅原 誠 史
政策企画監	満丸 洋 一
財務福利課長	小田 正 一
学校政策課長	飛田 洋 智
学校支援監	白川 智 二
特別支援教育室長	渋谷 弘 二
教職員課長	谷村 學 敏
生涯学習課長	豊島 美 敏
スポーツ振興課長	坂口 和 隆
文化財課長	米良 弘 康
人権同和教育室長	遠目塚 勉

企業局

企業局長	日高 幸 平
副局長 (総括)	黒木 郁 雄
副局長 (技術)	時庭 伸 次
総務課長	古賀 孝 士
経営企画監	本田 博 博
工務課長	桑畑 則 幸
電気課長	廣山 潤一郎
施設管理課長	相葉 利 晴
総合制御課長	白ヶ澤 宗 一

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大野 誠 一

○外山良治委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しております日程案のとおりであり

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、公営企業会計決算の審査についてありますが、今回、付託を受けました議案第12号「平成17年度公営企業会計決算の認定について」につきましては、議会運営委員会の申し合わせのとおり、閉会中の継続審査としたいと存じます。

本来は、議案の取り扱いを決める際にお諮りすべきではありますが、今定例会における議案の審査にかかわってきますので、この際、閉会中の決算審査の日程について、お諮りをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、決算審査の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのように決定をいたします。

なお、議案第12号は、ただいま決定しました日程で、細かな審査等を行いますので、今回の委員会におきましては、執行部からの説明は概要にとどめることとし、質疑も特に今回行う必要があるものに限っていただきますようお願いをいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について、本部長並びに関係部長の

説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○吉田警察本部長 警察本部長の吉田でございます。委員長初め委員の皆様方には本日の常任委員会、どうかよろしくをお願いいたします。

まず、説明に入ります前に、先般、延岡市内を中心に大きな被害を出しました台風13号で亡くなられました3名の方の御冥福と被災者の方々の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

今回の台風13号に伴います災害警備対策等につきましては、後ほど警備部長から説明をさせていただきます。

現在、本県におきましては、交通死亡事故が多発いたしております。先月には死亡事故多発警報が10年ぶりに発令されるということで、極めて憂慮される事態が続いております。先般も延岡警察署管内におきまして、お年寄りの方がひき逃げされて亡くなるという痛ましい事件が発生いたしておりますが、県民の皆様のお協力によりまして、犯人を検挙することができたところであります。

本日から9月30日までの間、秋の全国交通安全運動が実施されます。御案内のとおり、飲酒運転の根絶、あるいは高齢者の交通事故防止などが重点となっております。私どもといたしましても、悲惨な交通事故を一件でも少なくするというために努力を続けてまいり所存でございます。委員の皆様方におかれましても、引き続き、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は、さきに行いました人事異動によりまして、警察本部執行部に一部変更がございましたので、私から、変更となった執行部職員の紹介を行わせていただきます。その後、

現在の情勢を踏まえまして、お手元にも資料をお配りいたしておりますが、「組織犯罪対策の推進状況について」、「高齢者の交通事故の現状と対策について」、「新駐車対策法施行後の状況について」、「台風13号に伴う災害警備対策等について」の4件につきまして、それぞれ関係部長から説明・報告させますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

それでは、まず、変更となりました執行部職員を紹介させていただきます。変更になりましたのは1名でございます。お手元にお配りをいたしております資料1をごらんください。番号14の交通部参事官兼運転免許課長が新たに加わったものであります。交通部参事官兼運転免許課長の白方警視でございます。以上であります。

○石村刑事部長 それでは、組織犯罪対策の推進状況について御報告いたします。お手元に配付しております資料2をごらんください。

1に記載のとおり、本県における薬物事犯の検挙は、平成13年の133名をピークに3けた台で推移しておりましたが、平成15年政府の薬物乱用対策本部が策定しました「薬物密輸阻止のための緊急水際対策」を受け、関係機関により水際対策が強化されましたことから、覚せい剤の供給が減少したことにより、本県においても全国的傾向と同様、平成15年、16年と2年連続で検挙人員が減少をいたしておりました。しかし、平成17年以降、密輸方法の巧妙化による密輸量の増加等によって末端価格が下がり、覚せい剤の使用量が再び増加したこと、さらに、本県においても、組織犯罪対策課を発足させて取り締まり体制を充実強化したことなどから、検挙が再び増加をしております。なお、本年8月末現在の薬物事犯の検挙は、覚せい剤事犯が65名

の77件、大麻事犯が10名の11件、麻薬及び向精神薬事犯が3名の4件であり、昨年同期とほぼ同様に推移をしております。

次に、暴力団の情勢ですが、2に記載のとおり、県内の暴力団は、本年6月末現在で19組織、約410名を把握しております。これらの県内暴力団は、すべて神戸に本拠地がある6代目山口組傘下の3次ないし4次団体であります。

暴力団員の検挙は、3に記載のとおり、本年8月末現在、覚せい剤事犯、詐欺、恐喝、傷害などで116名の139件、これは前年同期と比べてわずかに減少しておりますが、こういったものを検挙しております。

次に、暴力団壊滅のための取り組み状況でございますが、御案内のとおり、本年6月、小林市内において、県内暴力団の関係者が、県外暴力団傘下組織の幹部組員を刺殺するという殺人事件が発生をいたしました。この事件の発生を契機に、小林市民の暴力団排除意識のさらなる高揚と、暴力団組織の壊滅を目的として4に記載のとおり、7月11日、小林警察署に刑事部長以下62名体制の小林地区暴力団集中取締本部を設置、同日に刑事部長、小林警察署長はもとより、小林市長、小林市議会議長らが参加して、小林市中央通り商店街において暴力団排除キャンペーンを実施。8月1日、先ほど御報告しました殺人事件に関する暴力団周辺者3名を「暴力行為等処罰に関する法律」違反で検挙。8月5日には、資金源封圧を目的として、小林市で実施されました名水祭りにおいて、暴力団関係者が無許可で営業する露天を排除。8月18日には、小林警察署長らによる飲食店街等に対する暴力団排除キャンペーンを実施するなどしておるところでございます。このような活動の結果、小林地区における当該暴力団組織の構成

員として警察が認定している組員は、わずかに組長一人という状態となっております。

次に、プロ野球オールスター戦がございましたが、これにおける暴力団排除活動の実施についてであります。本年7月23日、サンマリンスタージアム宮崎で開催されましたサンヨーオールスターにおいて、暴力団の資金源となっているダフ屋の横行や暴力団と関係の深い悪質私設応援団等の違法行為が予想されました。そこで、宮崎南警察署に取締本部を設置し、捜査員41名による取り締まりを実施した結果、ダフ屋及び悪質応援団による違法行為の発生はありませんでした。また、暴力団排除意識の高揚を図るため、観客席や会場周辺に暴力団排除の標語を記載した横断幕、のぼりを掲示するとともに、宮崎県暴力追放県民会議及び宮崎南地区暴力団等追放協議会の会員の協力を得まして、来場した観客に標語入りティッシュを配布するなどのキャンペーンを実施したところでございます。今後も、警察組織の総合力を発揮して、組織犯罪対策を推進してまいり所存でございますので、御支援をよろしくお願いいたします。以上であります。

○伊藤交通部長 次に、高齢者の交通事故の現状と対策について御説明いたします。お手元の資料3をごらんください。

初めに、1の本県の高齢化等の状況についてであります。

本県の高齢化率は、平成17年10月現在、県人口の23.5%を占め、全国平均を2.5ポイント上回っています。高齢者の運転免許保有者は、本年7月現在、約12万8,000人で、全保有者の16.8%を占め、高齢者の2.1人に1人が免許を保有している状況です。過去10年間の高齢者の運転免許保有状況を下段のグラフにあらわしております。

すが、平成8年は約7万1,000人であったのが、平成17年には約12万5,000人と約2倍近くに増加いたしております。

次に、2の高齢者の交通事故の現状等についてであります。

(1)は、過去10年間の高齢者関与の交通事故の推移で、高齢者が被害者あるいは加害者となった場合の交通事故をあらわしています。赤色の折れ線グラフをごらんください。平成8年に939件であったのが、平成17年には2,851件と10年間で約3倍に増加しております。次に、青色の折れ線グラフをごらんください。これは、高齢運転者の事故で、いわゆる高齢運転者が第1当事者となった事故の推移であります。平成8年は377件でしたが、平成17年には1,539件と約4倍に増加しております。高齢化の進展に伴い、交通事故も大幅に増加していることがおわかりになると思います。

次に、(2)の本年の高齢者関与の交通事故等の発生状況についてであります。本年7月末の件数と昨年同期の件数を表にしております。全体の交通事故の発生件数と負傷者数につきましては、若干減少していますが、高齢者関与の事故はプラス13件と増加しております。また、死者数につきましては、総数で10人、高齢者が1人それぞれ増加しており、依然として高齢者の占める割合が45.3%と高い状況にあります。主な原因としては、運転者の安全不確認、動静不注視等が挙げられます。

次に、3の交通事故防止対策であります。

高齢者の交通事故の発生状況を踏まえながら、(1)の高齢歩行者、自転車対策としては、高齢歩行者教育システムを使用した参加・体験・実践型の交通安全教育、高齢者宅を訪問しての個別指導、交通安全情報交換や一口アドバイス

等を目的とした交通安全シルバー連絡所の運用を図っているところであります。

次に、(2)高齢運転者対策としましては、交通安全教育車を使用した交通安全教育や街頭指導、免許更新を控えた高齢者を対象にした高齢者講習の充実や高齢者マークの普及促進、また、加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を抱える高齢者を対象に、運転免許の返納制度を推奨しているところであります。

(3)交通環境対策としましては、高齢者等感応化信号機の整備、道路標識等の大型・高輝度化を図り見やすくするとともに、本年度から新規事業として予算が認められた「高齢者のための信号機新設整備事業」により、3カ年計画で22基の信号機を整備してまいります。また、高齢者の居住実態や活動実態に応じたシルバーゾーンの見直しを行い、高齢者に優しい道路環境の整備に努めているところであります。

終わりに、4の今後の目標であります。

第8次宮崎県交通安全計画では、平成22年までに年間の交通死者数を61人以下、死傷者数を1万1,000人以下にするという目標を掲げており、関係機関・団体との連携を図り、目標達成に向けて全力を傾注していく所存であります。

次に、「新駐車対策法」施行後の状況について御説明いたします。資料4をごらんください。

まず、1の効果についてであります。

初めに、(1)の瞬間路上駐車台数であります。委託署であります宮崎北警察署の駐車監視員活動ガイドラインに定めております最重点路線——これは、高千穂通り及び国道10号の総延長1,400メートルの路線でございますが——これにつきまして、各調査日の午前11時現在の駐車台数を示したものであります。調査は、施行前につきましては、5月29、30日の2日間、施行

後につきましては、6月中が1、2、5、23、26の5日間、7月中が10、19、26の3日間、8月中が11、21の2日間の合計10日間それぞれ実施をいたしております。運転者が現場にいない放置車両につきましては、施行後の平均台数が2.4台と施行前に比較しますと、平均15.6台減少し、減少率がマイナス86.7%と、かなり減少いたしております。一方、運転者が乗車している非放置車両につきましても、施行後の平均台数が6.4台と施行前に比較しまして平均2.1台減少しておりますことから、新法施行の効果が見られるところでもあります。

次に、(2)のパーキングメーター稼動状況がありますが、平成18年6月1日から同年8月末までの3カ月間の利用台数を示したものであります。この3カ月の利用台数は1万4,155台であり、対前年比745台増加し、増加率もプラス5.6%であります。また、1基1日当たりの平均利用台数につきましても、2.96台と対前年比0.15台と増加しておりますことから、やはり新法施行の効果が見られるところでもあります。

続いて、2の放置車両の確認状況についてであります。

この表は、平成18年6月1日から同年8月31日までの3カ月間の放置駐車違反の取り締まり状況を示したものであります。県下で放置車両として標章を取りつけたものは、1,111件であります。そのうち、確認事務の民間委託を実施している宮崎北・宮崎南両警察署の標章取りつけ件数は857件で、県下全体の77.1%を占める状況であります。その内訳を見てみますと、駐車監視員が取りつけたものが539件、警察官が取りつけたものが318件でありまして、その割合は、委託署全体を100としたときに、駐車監視員が62.9%、警察官が37.1%となっております。以上で

新駐車対策施行後の状況についての報告を終わらせていただきます。

委員の皆様には、今後とも、交通安全対策の推進につきまして、御理解と御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○田崎警備部長 最後に、台風第13号に伴う災害警備対策等について、御報告いたします。資料5をごらんください。

まず、1の警備態勢についてであります。

県警では、今回の台風接近に伴い、17日午前7時から情報の収集・連絡態勢をとったところでもあります。さらに、気象台から「本県は正午前後に暴風域に入る」との情報を得ましたので、午前10時に本部機動隊・管区機動隊員を警察本部に待機させたほか、県内全域に大雨洪水警報が発令されました午前11時44分に災害警備本部を設置し、各警察署を含め最大時約950名の災害警備態勢をとったところでもあります。また、装備資機材につきましても、本年度予算で整備させていただきましたリース契約によるボート2艇を警察本部に事前配置するなど、有事に備えたところでもあります。

次に、2の主な災害警備活動等についてであります。

御案内のとおり、今回の台風では、大規模な浸水被害や土砂災害の発生はありませんでしたが、突風による被害が発生し、特に、延岡市内の竜巻による被害は甚大なものであります。そのため、竜巻が発生した時間帯には列車の横転事故発生のお知らせや負傷者の救助要請など、45分間に40件の110番通報を受理したほか、加入電話でも多数の通報・要請があったところでもあります。延岡警察署では、警察車両による負傷者の搬送や負傷者を搬送する一般車両の先導を

行ったほか、被災現場付近や信号機が作動しなくなった主要交差点などにおいて、交通規制や交通整理を行い、交通流の確保に配慮したところであります。また、地域安全対策につきましても、被災地における窃盗事件などの犯罪被害を防止するため、パトカーなどによる重点警戒を実施しているところでもあります。そのほか、列車横転事故につきましては、国土交通省事故調査委員会と連携をとりながら捜査を行っているところでもあります。

続きまして、3の警察施設の主な被害状況についてであります。

まず、交通安全施設の被害状況であります。信号機につきましては、倒壊1本、信号制御機基盤の損傷3カ所、滅灯、これは信号機がつかなくなったところではありますが、24カ所などの被害が発生いたしました。いずれも、18日午後7時20分までには復旧あるいは仮復旧いたしております。なお、一時停止標識等の規制標識の損壊につきましては、延岡市内で、現在30本の被害を確認しておりますが、引き続き、調査中であります。

次に、警察の一般施設の被害についてであります。特に被害が大きかったのは、延岡警察署の山下職員宿舎であります。この宿舎は3棟ありまして、27世帯65名が居住しております。まず、人的被害であります。2世帯の大人1人、子供4名が割れた窓ガラス等で頭や腕などにけがをしましたが、いずれも、軽傷でありました。次に、物的被害であります。窓ガラス210枚中99枚が破損したほか、室内の壁、家具、電気製品などに相当の被害が生じております。その状況につきましては、資料の最後に写真を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。上の方に「山下職員宿舎A棟」という写真

を記載しておりますけれども、これは2階ベランダの状況であります。写真中央に写っています白い網目模様のもので、これはフェンスでありまして、宿舎用地の外周に設置してあります外さくフェンスの一部、これが突風でもぎ取られて吹き上がったものであります。下の写真は室内の状況であります。

以上、災害警備の状況について御報告いたしました。県警としましては、今後懸念される地震、津波なども視野に入れまして、関係機関との連携強化を図り、装備資機材の充実、あるいは実戦的な訓練による救助活動の向上など、いかなる災害にも対処し得る体制づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○外山良治委員長 説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はございませんか。

○外山三博委員 高齢者の交通事故の件で、先ほど説明の中で3番の(3)、このアに「高齢者等感応化信号機の整備」というふうにありますけど、これは具体的にはどんな信号機なんですか。

○伊藤交通部長 感応化信号機は、高齢者が横断歩道を信号によって渡るわけですが、それを非常に渡りやすいようにということで、いろいろな面からいろいろな付加価値をつけていて、1つは、音声で案内をする、それから横断時間を長くする、そういったものをつけたやつが高齢者用の信号機ということでございます。

そして、今さらに、これは高齢者が持つておられる発信機があるんですが、将来的にはこれを押すことによって、通常は普通の信号作動ですけど、高齢者の方が渡る時は、横断時間がちょっと長くなると、そういったものまでできる信号機を言います。以上です。

○外山三博委員 これはまだ設置はしてないんでしょう。

○伊藤交通部長 一部設置をしているところがございます。今、市内等を中心にですが、ちょっと基数はわかりませんが、実際、今、設置をもう既に終わっているところもござ

○中園交通規制課長 現在、県下で高齢者等感応化信号機は46カ所設置しております。

○外山三博委員 これはどういうところから設置をされていくんですか、優先順位。

○伊藤交通部長 これは信号機と共通する事項でございますけれども、まずは、交通の実態に沿うような配置をしないといけないと。特に、高齢者の場合は、高齢者の方がよく利用される施設の近くでありますとか、高齢者の居住実態の関係でありますとか、いわゆる高齢者の実態に合わせたような場所で信号機が必要だというふうに判断しまして、それで設置をしていくということにしております。やはり高齢者の方がよく利用される施設付近には、この高齢者用の信号機をそれぞれ設置していくということで考えております。

○外山三博委員 高齢者がどこにおられるか、施設があるところはわかるんですが、例えば、宮崎市で言うと一番横断の数が多いのは、多分デパートの前の交差点だろうと思うんですがね。あそこは設置してあるんですか。

○中園交通規制課長 *はい、デパート前はつけております。

○外山三博委員 それからもう一点、同じところの下に、「シルバーゾーン」の見直しというのが書いてあるんですが、私は、認識不足で……。道路のシルバーゾーンを、もうちょっと具体的に説明してもらえませんか。

○伊藤交通部長 シルバーゾーンにつきましては、もう既に、随分前から実際はやっているわけでございますが、初年度が昭和63年から実施が始まっております。現在まで県内で、重複しまして2回目、3回目指定をして充実を図ったところもありますので、現在は実施地区が34地区にふえております。シルバーゾーンを指定しますと、その中で、特に高齢者の方の歩行の安全でありますとか、今、出た信号の設置でありますとか、あるいはラインを引くについても見やすいラインにするとか、標識を見やすいやつにするとか、そういった高齢者に向けた規制あるいは標識等の設置をこのゾーンを中心に重点的にやっていくということで、シルバーゾーンを設定しているわけでありまして、それで、同じ地区でありましても、初年度終わらせてもまだ不十分だという場合は、翌年も再度指定をしまして充実を図っていくということでありまして。

○外山三博委員 このシルバーゾーンというのは、道路があつて、その道路の点じゃなくてある範囲を指定するんですか。

○伊藤交通部長 今、委員おっしゃるとおり、面の関係ですね。ですから、一番いいのは面積で大体うちの場合あらわすんですが、2平米であるとか、0.1平米であるとか、例えば、何々地区に高齢者の方が非常に多いと、高齢者の歩行等も多いと、道路環境整備していかなければ非常に危険な状況が出てくるという場合は、その地区全体を指定してしまう。そして、その地区全体を見ながら、交通ルート、安全な通行を確保する上でいろんな規制関係をかけていく、あるいは規制標識をつけていくということをやっております。

○外山三博委員 これは標識というか、標示か

※9ページに訂正発言あり

何か当然ないと、車の運転、ドライバー、それからそこにいる、通る人が認識しないとあんまり意味がないですね。わかるような何か標識・標示があるんですか。

○伊藤交通部長 おっしゃるとおり、例えば、防犯モデル地区でありますとか、ああいうのは標示がありますが、*このシルバー地区という標示をすることについてどうかという、実は反対意見等もあるわけです。何かそこに入るとシルバー地区だからと、例えば、犯罪予防の面からしますと、果たして、それでいいのかと、逆に、そういうような標示はもうやめてくれと、そういうような意見もあるもんですから……。しかし、おっしゃるようなことで、一応、その地区につきましては、特に高齢者の方の交通安全に気をつけてくださいと、高齢者が多いですから気をつけてくださいと、そういう意味での広報、アピールはしていかなければならないとは考えておりますけど。

○外山三博委員 今聞いて、確かに言われるように、標識がないから私なんかも知らなかったと思うんですよね。しかし、せつかくこういうゾーンを指定をするならば、どういう方法がいいかは別として、少し今後の問題として検討されて、何らかの形である程度の認知をすることがないと意味がないと思うんですよね。今後の問題として検討いただきたいと思います。

○伊藤交通部長 委員、済みません。私、ちょっと理解不足で……。シルバーゾーン標識というのが一つありまして、これを設置することにはなっていますが、しかし、これは見たことないとおっしゃいますから、十分でないことがわかりましたので、もっと知らしめる方法もやらないかと考えております。よろしく願いいたします。

○中園交通規制課長 先ほどの訂正いたします。デパート前信号機は、高齢者等感応化信号機はついておりません。つけたい場所ではあるんですけども、交差点の規模が大きすぎるという理由からつけておりません。

○蓬原委員 資料4ですが、放置車両の件ですが、非常に効果が上がっているということで、すばらしいと思うんですが、これに対して、何かトラブルあるいはクレーム、あるいは利用者と言っていいかどうか知りませんが、一般の方からの要望みたいなものは具体的に何か上がってきたかどうか、あれば教えてください。

○伊藤交通部長 先日の一般質問、代表質問等でも本部長が回答した分もあるんですけど、今、端的に、具体的な要望というのは警察に対しては、今のところ上がっておりません。ただ、これが実施される前には、非常に業務に支障が出ることを懸念していると、そういった意味での話は出ておりましたけど、これを実施した以降は具体的な要望等については、今、出されていないのはありません。ただし、要望としては出ておりませんが、いろんな声として、こうしてほしいとか、あるいはこういうところはこうしてほしいというのは警察署あてにも来ておりますので、そういった意見を十分聞きながら、適正な運用というのに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○蓬原委員 ありがとうございます。

資料5についてですが、列車の横転事故がございました。参考までにこれをお尋ねしておきますが、捜査ということですが、国土交通省と連携ということですが、道路の場合は、道路交通法があって警察の捜査というのがあると思うんですが、鉄道の場合は、どういう法に

※このページ左段に訂正発言あり

基づいてやるのかということと、飛行場で例えば事故があったりしますね。これは別なやっばり国土交通省の関連の捜査というか、調査が入るわけですが、そういう場合も、もし宮崎空港で何かあった場合は、警察というのはこの列車と同じように、飛行機の事故ということで何か捜査に入るとかそういうことがあるんですか。そのときの法の罰則というのはどうなっているんですか。参考までにちょっと尋ねておきます。

○石村刑事部長 お尋ねの列車の場合、考えられますのは、業務上過失傷害ということが考えられます。これはマニュアルどおりであったかとか、そういう危険性が予知できたかとか、そういったことに基づいて捜査をしていくということになります。

航空機事故についても同じことでありますが、関連する法律としては、いろいろ航空法違反とか、そういうのが出てくる可能性はあると思います。以上でございます。

○蓬原委員 わかりました。

あと一つお願いします。資料3についてですが、今後の目標で、第8次宮崎県交通安全計画の目標、死者61人と非常にシビアな数字が出ておるんですが、1人って何か物すごく計算してやったシミュレーションの結果で出た数字なんですか。ちょっとそこ、61という数字を教えてください。

○伊藤交通部長 今、委員おっしゃるように、過去の実態、これを踏まえまして、これから推計を出しておりますので、非常に半端な数字であります。私にとっては非常に厳しい61という数字が出ているわけです。

それと、死傷者数につきましても、過去の実態等踏まえまして計数を出しまして、この程度という数字で1万1,000というのが出ております。

○蓬原委員 わかりました。

それと、交通事故防止についてであります。ここに高齢者の歩行者、自転車対策とあります。高齢者になりますと、逆に、自動車が危ないということ、元気な御老人は自転車を利用していろいろ行動されるという実態があるわけですね。これからますますふえていくと思います。この前、私は、地元で、三股町ですけれども、87歳の元気なおじいちゃんがおられまして、「いつか時間がないか、出てこい」ということのでございましたので、自転車を積んでいきまして、そのお宅から都城をずっと回って、県道と市道、町道でしたけれども、その自転車に乗るという視点からずっと一緒に連れていかれたわけですが、そういう目でいきますと、やはり段差だとか標識の関係とか、いろんなところ、指摘されると危ないところというのがいっぱいあるわけですね。我々、車で見ていますから気づかなかったということがかなりあるんですけれども、そういう意味で、具体的にきょうは余り申し上げませんが、そういう自転車、特に高齢者がこれから利用者がふえるだろうという見込みの中で、そのあたりのいわゆる道路管理者との関係ですよね。そのあたりの連携というものをかなり綿密にしてやっていただかないと、ちょっとしたことから転倒したり、事故がふえるのではないかなということを感じたので、そのあたりの道路管理者との連携を強くしてほしいということ、具体的に1点ほどお尋ねしますが、1つは交差点です。交差点で横断歩道があります。あるところにおいては自転車用の横断歩道に沿ってありますよね。横断用の自転車はここを通りなさいというのがありますが、あるところとないところ、当然、ないところの方が多と思うんですが、この実態です

よね。なきやいかんのか、それとも横断歩道を渡ったらいかんのかということなんです、どうなっているんですかね。そのあたりの考え方を教えてください。

○伊藤交通部長 2点のお尋ね。まず、最初の道路管理者の関係ですけど、これは定期的にあるいは随時、警察署を含めて規制関係の会合等を持っておりまして、いろんな要望とかそういうようなものをお伝えしたり、あるいは警察側からお願いをして、危険箇所の少しでも除去に配慮してくださいということは努めて連絡等をとっておりますので、今後とも連絡会議等を密にしていきたいというのが1点であります。

それと、2点目の横断歩道の自転車通行の件でございますが、おっしゃるように、横断歩道には自転車通行帯というのが両側についているのもあれば、ないものもあります。これは道路環境によって設置ができる場合とできない場合がございますので、ついておろうとついてなかりと横断歩道は渡れるわけです。ただし、厳格に申し上げますと、自転車で横断歩道を渡る場合は押ししていただかなければならない。ところが、今、見ておりますと、自転車がそのままずっと通っております。これは法上はちょっといけない。押しして渡ってくださいということの指導をしておりますので……。また、先生、今度は高齢者の方に指導されるときは、押しして渡ってくれということでもよろしく願いいたします。

○蓬原委員 あと2点ほどお尋ねしますが、ということは、自転車通行帯というのは、横断歩道に沿っているものについては、乗って通ってもいいということですね。

それと、例えば、県道がありますが、歩道の大きいのがついてます。歩道のその脇に側道

というんでしょうか、白線が引いて、これは道路構造令に基づいていると思うんですが、大変狭いところがあって、当然、広い歩道の上を人は歩きますが、自転車も通っていいのかということですね。通る場合に——その御老体がおっしゃるには、そこは例えば道路があれば、片側だけしかそれがついてないんですね、両側についてない。したがって、自転車も通っていいとなるとすれば、車は当然こう行きますけれども、自転車もここを通るというわけです。ここは左側・右側通行が徹底されてないので、人と自転車がぶつかる、あるいは自転車と自転車がぶつかる、特に、高校生がいるところというのは御老人はゆっくり行きますから、非常に早く来るんで危ないと、大変な事故が起きる可能性があるよと言われるんですが、歩道は自転車が通っていいのかということと、その交通ルールですね。いわゆる左側通行、右側通行、どうなっているのかということですね。聞かれました、私、答えられなかったものですから……。

○伊藤交通部長 簡単なようで一番難しい問題であります。実は、混在して通行しているところが実態でありますので、それで自転車通行中の事故というのは、それが原因で実際発生しているところですよ。

質問の内容で歩道を通っていいのかという話ですが、これは1つは、原則は歩道ですので、軽車両等も通れません。しかし、宮崎市内等見ていただきますと、自転車マークと歩行者と両方併用でいいですよというのがあります。これは歩道であっても自転車で通行してもいいですよと、これはある程度通る幅がなければ、なかなかそれはできないだろうと思います。それで、歩道を通らずに、歩道はいわゆる歩行者だけだから、いわゆる通行帯、下の車道を通りなさい

と言うと、非常に危険な場合がありますので、そのところは、安全に気を配りながら歩道を通っていただいても、警察としては、それなりの指導はいたしますけれども、そこまでは警察は求めておりませんので……。

ただ、これは道路環境の問題です。今、おっしゃるように、自転車も安心して通行できる幅、歩行者が安心して通行できる幅をつくっていただきさえすれば、この問題は解消すると思うんですけど、その問題がまだ今後ともありますので、安全に気を配りながら歩道を使っていただくと、原則、歩道は歩行者のものだということも言っていただいてもいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○外山良治委員長 交通規制課長さん、訂正か補足説明ありますか。

○中園交通規制課長 いや、ありません。

○蓬原委員 あと、最後の1点です。黄色の信号ですよ。青から黄色に変わりますが、黄色の考え方というのは、我々はどうとらえればいいんでしょうか。青からぽつと黄色に変わるわけですが、青かと思っている直前に黄色になる。黄色はとまれなのか、入っていいのか。今まで議論があったかもしれません。というのは、なぜこういうことを聞くかといいますと、例えば、国道10号線という大きなメインの道路があります。それに付随している2次的なちょっと広い道路があると、当然、10号線が長いわけですね。あるときにぽつと青になります。やっと思つていく場合、右折する場合ですね。青が続いて黄色になります。ところが、黄色の時間というのはわずか2秒ぐらいしかないところというのが現実にあるんですよ。そうしますと、黄色になっても入ってくるもんだから、右折は結局1台ぐらいしか行けない。後ろ

には車が物すごくたまってしまうということがあるんで、その黄色信号の考え方というのは、どう考えればいいかなというのを明確に教えていただきたいと思ひます。

○伊藤交通部長 これは昔からある問題で、黄色だ、赤だという話になるんですが、信号機からしますと黄色はとまれなんです。ただ、黄色は何であるかと、今おっしゃるように、交差点に一部入っておつたという場合、「早くでなさい、黄色の期間中に出なさい」という趣旨で、黄色の点灯になるわけですね。ですから、今は「黄色だから早く通れ」と、「黄色で赤になるからはよ通れ」と言っていますが、これが追突事故やら出会い頭の事故につながっておりますので……。通つていいのは青信号だけです。黄色と赤はとまれですよ。ただし、交差点に入っておつた場合は、急いで交差点を出なさいという意味で黄色信号をとらえてもらえばいいのかなと思うわけですね。大体、黄色は3秒間です。ですから、信号待ち、右折待ちで待っている車も黄色になってからでも十分交差点は出られる時間があるんじゃないかなと思ひますけど。黄色はそういう趣旨でございますので、よろしくお願ひします。

○蓬原委員 ということは、原則3秒ということですから、場所によっては、交差点の状況によっては、それが長くしてあるところもあるというわけですね。

○伊藤交通部長 おっしゃるように、交差点はそれぞれ状況違うもんですから……。広い交差点、あるいは狭い交差点ってありますが——原則でいきますと、やはり3秒でセットはしてありますので、3秒です、広いところも……。ですから、黄色のときに交差点に入つていただくと交通が非常に混雑しますし、事故が起こりま

すので、黄色になったら、やはり原則とまるというのを守っていただければ、あの交差点の渋滞なり、そういったものは解消できるんじゃないかなと思うんですね。ですから、黄色信号で、今おっしゃるように、とまっていいのか、進んでいいのか、急いで出ないといかんのかということで考えられる人もおるんですけど、やはり黄色もとまれだと、赤はもちろんとまれですけど、そういう趣旨で、警察としては、今、指導をしているという実態でございます。以上です。

○蓬原委員 これは質問じゃないんですけどね。現実に都城にもあるんですが、非常に短いものですから、結果として、曲がれるのは1台か2台しかないと、ですから、並んだ車というのは信号が3回ぐらい変わっていかないと、結果的に右に行けない。右折がないもんですからね、右折の青があればいいんですけど。そういうところがあるということ、——きょうはここまでにしておきたいと思いますが——申し上げておきたいと思います。

○十屋委員 ちょっと2～3教えてほしいんですけど、資料2の薬物事犯の欄ですが、先ほどの説明ですと、平成13年度は3けたであって、15年、16年減って、取り組みの成果だと思うんですが、その中で価格の低下というのがあったり、持ち込む工夫を相手さんは相手さんなりに工夫されているみたいですけど、その中で、価格が下がることによって、そういう今まで手を染めなかった人たちがいたと思うんですが、そういう広がりといいますかね、そういうのは現実として、主婦層なり学生さんなり、その辺に広がっていつているのかどうか等をちょっと教えていただきたいんですけど。

○石村刑事部長 確かに、価格の低下がその一因であります。さらに、最近の特徴としまして

は、例えば、インターネット等を通じてそういう取引が多くなったり、あるいは宅配での売買と申しますか、そういうもの、あるいは海外から留学生等が持ち帰るといったようなことが多くなっていることもございます。以上でございます。

○十屋委員 人が運んだりする分では水際でとめることができるんですけど、宅配にしろ、ネットで購入する場合は、何かそういう手が打てるんですかね。

○石村刑事部長 捜査の端緒としてインターネット等の監視もしておりますし、あるいは関係機関、例えば税関だとか海保とか、そういったところと協議も重ねておりますし、連携は密にしているところでございます。

○十屋委員 宮崎でも一度、ALTか何かを持ち込んで大麻か何か所持したのがありましたよね。去年だったか、ことしですかね——教育委員会の関係でALTの方が持ち込んで、それで逮捕されたという事件がありましたよね。ああいう場合に実際宮崎でも起きていて、そこが抜けてきてしまったというのはどこかに原因があるんでしょうけど、そういう税関とか海外から持ち帰る場合に、何かやっぱり見落とししてしまうというのがどうしても出てくるんでしょうかね。

○石村刑事部長 水際対策を強化と言いましても、これ、完璧にやれるものではありませんし、最近の経済交流の状態とか、海外との交流の状態とかありまして、取り締まりを強化しておりますし、新たなコントロールドデリバリーという方式等々、警察においても、捜査手法をいろいろ検討しておりますが、やはりそれで完全に密輸入と申しますか、供給を遮断するということはなかなか難しいんじゃないかというふう

に思っています。

○十屋委員 ぜひ少しでも、目標値を設定されてどの程度にされるのかわかりませんが、しっかり取り締まってほしいと思います。

それから、もう一つ、資料4のパーキングメーターについてちょっと教えてほしいんですが、これの使用時間ですよね。

それと、この料金が入って、どういう会計処理されるのかが1つと、私、8時過ぎごろに一回とめようと思ったら、作動してなくて、とめられなかったんです。そこにもしとめちゃったら多分駐車違反になるんだと思うんですけど、そのあたりの関係はどうなるのかなと思ってたんですが、そのあたりちょっと教えてもらえますか。

○伊藤交通部長 パーキングメーターの関係でございますけど、これは実は、大体昭和62年から運用が始まっておるわけでございますけど、正月の三が日を除きまして、午前9時から午後8時までの間、この間に運用しているということでございます。

それで、17年度はパーキングメーターの収納額というのが1,032万ほど上がっております。委託費とほぼ同額ぐらいが上がっております。ただし、先ほど報告申し上げましたけど、6月1日からは利用がふえておりますので、ことしはこれより多くの収納額になるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○椎会計課長 パーキングメーターにつきましては、パーキングメーター監視員というのが3名ほどおまして、見られたことはあると思いますが、監視員が集金をしております。これを金融機関で収納して、県の歳入となっておりますところでございます。

○十屋委員 多分、私、毎朝通ってくるときに

何号館の前ですかね、あそこも朝9時前後でグレーの服を着た方が集金されているんで、その方だと思うんですけど……。先ほどの利用時間が午前9時から夜8時までという、非常に中途半端な時間かなと思って――8時からちょっと町にとめて夜歩こうかなと思うととめられない、となってくると、非常にそのところが使づらいんで、正月は別にして、その延長はできないのかですね。そのあたりはどうなんでしょうか。

○伊藤交通部長 時間につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に終わりの時間が早いんじゃないかと、これはパーキングメーターそのものが、やはり通行量の多い時間帯に少しでも、一時的に駐車を可として車をとめていただいて所用を済ませていただくと、そういう趣旨であるパーキングメーターを設置していると、それから考えますと、これ、深夜時間帯までいいじゃないかということも委員はおっしゃりたいところでございますが、趣旨からしますと、やはり現在の時間帯の運用ということになるかと考えております。以上です。

○十屋委員 例えば、ほかの県もやっぱり同じなんですか。今、言われる使用目的といいますか、そういう忙しい時間だけはそこを便宜上使うと。でも、よく見ると2車線あったりして結構通れるところがあるので、そのあたりがもう少し緩和できれば、逆に言うと、先ほど中村委員が心配されていましたが、飲酒運転はそれでされるかされないかは別にして、収納率も上がるのかなという、収納率といいますか、料金もふえてきて、逆に、いろんなので使えるのかなというふうに思うんですが、私も友人と食事をして、友人は飲まない彼ですから、そのまま運転して帰ろうとしたんですけど、8時でとめら

れないのは非常に不便だよねという話だったんですよね。もし検討いただけるのであれば、10時か12時ぐらいまでに延ばしていただくと、逆に言うと、非常に町の活性化にもつながるのかなというふうに思うんですけど。

○伊藤交通部長 よくわかりました。そのあたり検討させてください。各県の状況等もありますもんですから、それで……。今、これ1時間が200円でやっております。どうしても8時という時間帯はちょっとの延長も必要かなということも考えておるんですけど、今度は一般の駐車場との兼ね合いも出てくるもんですから、「パーキングメーターがなければうちの駐車場に入れたんではないか」と、「いつまでも……。8時以後するな」という意見があるのもこれは事実でございまして、その辺との兼ね合いもあるもんですから、十分検討はしていかななくてはならないとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中村委員 薬物事犯についてでございますが、実は、私は、もうかれこれ25年ぐらい保護司をいたしておりまして、議員になる前からなんですが、いわゆる薬物で保護観察処分になった事案を何件も受けておるんですが、とにかく一回やった連中は、何回も保護観察処分になって帰ってくるという状況なんですけどね。ただ、保護司と警察の間での連絡が何もないんですね。保護観察処分で1カ月に2回ずつ来なさいということで来ているんですが、「やってないだろうな」、「どういう生活をしているか」、「どこに勤めているか」、「友達は……」というようなことを全部聞いているんですけど……。ところが、監視しているわけにいきませんので、いわゆるもう手を出しておるんですね、来ないな、来ないなと思って連絡とっても連絡つかない、それで

もう逮捕されておるわけですよ。逮捕したら逮捕したということで保護司に連絡をいただければいいんですけど、全くない。そしてまた、例えば、どういう状況ですかということあたりも綿密に連絡をとった方が再犯を防ぐ一つの防波堤になるのかなという気がするんですが、全く保護司との関係はとっていらっやしませんよね。今から保護司と警察の薬物関係のことは、そのほかの部分もそうですけども、今、Aさんが殺人事件を刑期を終えて保護観察処分になっているというのは警察でわかっているはずですよ。そしたら、どうなのかということの連絡はやっぱりとるべきだと思うんですが、その辺どうお考えですか。

○石村刑事部長 薬物事犯の特徴が何と申しますか、継続性といえますか、そういうのがありますもんですから、どうしても再犯が多くなるのはこれは薬物事犯の特徴であります。今、委員御指摘のとおり、保護司との連絡といえますか、これは御意見のとおり、今後、密にしていきたいというふうに思います。

○中村委員 私は今、窃盗関係の者を1人持っているんですけど、薬物関係が多いんですね。何回か持ちました。ただそのときに、警察の連絡がとれない。一生懸命探し回っていると、もう逮捕されている。逮捕したら逮捕したということで、保護司に「Aは、逮捕しました」ということであればいいんですけど、その中間のものも何もないもんですから、よく御検討いただいて対処していただきたい。

○山口委員 県内の暴力団の実態についてお聞かせください。資料2の2の項目で19組織410名ということでありますから、一組織およそ20名内外で、我々一般県民から見ましたときに、あそこは、あの人は、暴力団の構成員ですよとか、

あそこは暴力団の事務所ですよというのは——うちの近所にはないことはないからあそこかなという感じはするんですが、この19組織というのは、堂々と看板を掲げられているものなのですか。それとも、表向きそういう看板はかけてなくて、皆さん方の判断で、それは暴力団の組織という認定という、どういった形でこの19組織、約410名ということになるんですか。

○石村刑事部長 暴力団の認定につきましては、いわゆる「暴対法」で細かく規定がされておまして、それに基づいて公安委員会で指定をして、検察庁まで上げまして、国家公安委員会の確認をとって、指定暴力団等はそれで指定をするということであります。それに加えて、警察の日ごろの捜査活動、内定活動により、この人は周辺者であろう、あるいは組員であろうといったことを絡めて暴力団ということに認定をしておりますが、「暴対法」施行によりまして、看板を出すこと自体ができなくなっておりますので、今、昔のように、「何々組」、「何々一家」という看板は出ていないのが実態であります。以上でございます。

○山口委員 そうしますと、皆さん方が指定しますと、その団体は自分たちは指定されているというのは、わかっているんですかね。

○石村刑事部長 ええ、これは当然わかっておると思います。指定されたことについて異議申し立て等もできるようになっておりますので、そういうことでございます。

○山口委員 彼らの組織の運営実態についてですが、例えば、普通のサラリーマンみたいに、朝起きてその事務所に行って、そして、何らかの仕事をして、夕方か夜か深夜かわかりませんが、帰りますという、そういった生活をしているんですか。それとも、この410名の者というの

は、普通は、県民生活あるいは市民社会生活の中において、いざ何かあるときに、がっと思集まるのが410名ということになるんですかね。

○石村刑事部長 今、おっしゃったいろんな態様がござえます。事務所に詰めて詰め切りの者もおれば、いわゆる職業を持っている者もおるというのが実態でござえます。

○山口委員 その結果、この410名については皆さん方はよくわかりませんが、出先の署というのは「あ、あれがここにきょうは来てるな」というのはわかっているんですよ。だから、例えばこの下にありますサンマリンスタージアムでダフ屋とか悪質応援団の取り締まりを実施しようとするときに、「あ、後ろにあれとあれが来ているということは、あのダフ屋の行動は〇〇暴力団の組織が絡んでいる」というのは、ほぼわかるんですね。要するに、顔はもう皆さん方、全部御存じなんですよね。

○石村刑事部長 ええ、そうでなければ仕事できませんので……。

○山口委員 安心をいたしました。

次は、交通部長に伺いますが、先ほど説明のありました平成8年と17年の高齢者の交通事故の状況の説明の中で、高齢者の関与事故がこの10年間で3倍の2,851件、また高齢運転者の事故そのものも377件から4倍の1,539件という、この数字は件数では倍数といいたいでしょうか、上昇率というのは、全国的には他県もこういう状況なんですか。それとも宮崎県が少し際立った状態だということなんですか。

○伊藤交通部長 ちょっと手元に全国の増加率等はございませんけど、本県が高齢化率が非常に進んでいることは実態でござえます。それで、ちなみに先ほど報告しましたけど、12万を超える方が、高齢者として免許を保有しておられる

という実態もあります。それからすると、際立って多いというほどじゃありませんが、決して低い方じゃない。やはり本県としましては、高齢者の事故がふえているという認識を持っていただくのが必要だろうという意味で報告しました。そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○山口委員 3の事故防止対策の(2)の高齢運転者対策、アイウのウの部分ですが、運転免許証の返納制度、私も大賛成に大をつけるちょっと語弊があるかもしれませんが、よく言われることは、ある御家庭の若夫婦が運転免許センターに電話をされましてね、あるいは警察に電話をされまして、「きょうはうちのじいちゃんが免許の更新に行ったから、もう渡さんように言ってくださいませんか」と、免許センターや警察は、「いや、それは我々としては、一定基準をクリアしたら、視力とか、体力とかいろいろですが、再交付しなければなりませんから、それは御家族の皆さんでじいちゃんやばあちゃんを説得してください」と、こうなるんだそうですね。もう一方では、独居老人含めてできるだけ外に出ようということになると、唯一の交通手段である免許証を取り上げられるということになると、子供のおもちゃを取り上げる以上に激しく泣き叫んでだめだと、こういう話も伺っています。一番怖かったのは、認知症が入りする高齢者がいまして、裸同然のスタイルで出てきて車に乗って、よそのお宅のブロック塀に突っ込んでエンジンを鳴らせるとか、そういう状態になりまして、地元の交番とそれから福祉事務所の皆さんとで御家族を説得されたということもあったんですが、現実的に、運転免許証の返納制度というのは、どれぐらい年間行われているんですか。

○伊藤交通部長 お答えします。

返納制度、これは道交法の104条の4で返納ができますよと、あるいは全部の返納なり、一部だけ返納もできるわけです。例えば、大型、普通車、いろいろ持っていらっしゃいますが、大型だけはもう要りませんと、これもできるわけです。それを前提にしまして、実は、数が少のうございます。17年中に全部取り消し、一部取り消しを含めて合計で136件の方が免許の返納をされております。ちなみに、ことしの7月末では合計で66件でございます。今、おっしゃるように、これだけはひとつ持っとらせてくれと、これまで取り上げられたら非常に寂しいということで、運転はしなくても免許証だけは持つておるという方もいらっしゃるわけです。そこで、いろいろ機会があればその他お話しただくいいんですが、免許を一応返納しましたら、運転経歴証明書というのが発行できるわけです。それで、実際いつからいつまでどんな免許を実際に運転免許を持って運転しておられましたと、それを証明しますという証明書も免許証返納と同時に、その証明書を取っていただくということも方法としてはあるわけなんです。これ、やはり家族の方は、「返せ返せ」、警察には「もう出してくれるな」というのがこれ、実態だろうと思うんですが、本人さん、これまで運転をして頑張ってこられた人が、年齢が高いからといって免許を取り上げられるというふうな意識でおられるのも非常に寂しいことだろうと思います。しかし、やはり安全を考えた場合は、よく説得をしていただいて、理解をしていただいた上で返納すると、そして必要ならば運転経歴証明書を取っていただくという方法がいいんじゃないかというふうに考えております。ちなみに、一部取り消しあるいは全部取り消しの中

で、どういう理由で返納されましたかというふうに聞いているんですが、この中で多いのが身体機能低下を自覚したと、結局、目がちょっと見えんようになった、耳が聞こえんようになったと、操作がちょっと悪くなったという、身体機能低下を自覚をしたということで、そのうち26件の方が、これはことしの分ですけど、66件のうち26件、半分近くですね。それともう運転免許の必要がないと、「もう運転することもないわと、息子やら孫がおるから、何かあればこの連中が乗せてくれるようになった、そしたらもう危ない目をして運転を続ける必要もないから、免許を返納しよう」という方が13件ございました。ちなみに、家族の勧めなどというのは4件だけでございます。これが実態でございます。以上であります。

○山口委員 高齢者といえども、社会人の一人という意味では、やっぱり何らかの形で参加したい、そうすると、その行動の基本となる免許というのは、今言われるように、もう乗らないからと言いながらでも持っておきたい気分がありますので、やっぱり誘い水的なものを、例えば、本部長表彰するとか、地区警察署の返納に対する表彰をするとか、そういう何か誘い水的な政策があった方がいいのかなという感じがいたします。

いま一つは、高齢者の集まる機会とか、あるいは普通の交通安全の指導講習会の中でも、御家族の皆さんに、「勇気を持って言ってみませんか」とかいう呼びかけを何らかの形で行っていただければと思います。もう答弁結構です。

そのほかでよろしいですか。

○外山良治委員長 はい。

○山口委員 次、台風13号に伴う災害警備対策についてであります、基本的には、本当によ

く延岡警察署の皆さん頑張っていたと思っております。一日中救急車とパトカーのサイレンが鳴りやむことがありませんでした。まさに異常な感じでの一日間だったと思っておりますが、交通信号整理、それから停電になって、しかも窓ガラス全部破れていますから、防犯という意味では、全く対策ゼロの真っ暗やみの中をパトカーが巡回してくれたというのは、地域住民にとってみたら大変心強い部分もありました。また、どなたかが代表質問だったか、一般質問でしたかで言われたように、交通信号が停電でとまったところ、皆さん方のものが来て、バッテリーで信号を動かしてというのも実際見ましたし、自分たち自身も被災した方がおられるんでしょうけれども、その中で頑張っていたと思ってます。また、回っている車両を見ますと、ほとんど多分個人の車だと思うんですね。パトカー含めて警察車両全部あちこちの交通整理や災害警戒で回っていたはずですから、個人の車に皆、それ使いながらでも対応していただいたという意味では非常にありがたかったと思っております。当然の仕事だといえれば当然の仕事かもしれませんが、何かの機会がありましたら、延岡の皆さんにお褒めをお願いしたいと思います。

それから、飲酒運転のことについても兼ねてでよろしいですかね。

○外山良治委員長 山口委員、報告事項に関してということをお願いします。

○山口委員 では、結構です。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他何かありませんか。

○山口委員 福岡の飲酒運転による子供死亡事件で、公務員の飲酒運転が非常に厳しく扱われ

るようになりました。昨年か、一昨年でしたか、私、一般質問で伺ったことがあるんですが、本県の交通違反取り締まりの全体の何というんですか、切符を切る、いわゆる交通違反検挙というんですか、件数と、昨年度で結構ですが、それに対するあのときの答弁で1番がシートベルトですか、2番が駐車違反、3番が速度違反でしたかね。私の本会議での質問は、ちょっと最高速度違反の取り締まりが多いのではないかと、皆さんからすぐ注意受けるんですが、「あのネズミとりというのは何とかならんのですか」と言ったら、「委員、そのネズミとりという表現、やめてください」と怒られましたけれども、そんな中で飲酒運転の検挙件数というのは、どこぐらいの位置に来ているんですかね。

○伊藤交通部長 交通違反の検挙状況のお尋ねでございます。ちなみに、平成17年は、シートベルトを含めまして10万8,000件ほど検挙いたしておりますが、その中で飲酒に絡むものが1,378件、割合からすると非常にまだ少ないと思っております。順番等は今、委員がおっしゃったような順番になってくるわけですが、これらがどれも一たん事故が発生しますと、重大事故に絡むし、あるいは事故に直接起因するということで、これらを重点に取り締まりをやっているというのが実態でございます。中でも飲酒運転は、警察にとりましては今、一番の課題でございますので、総力を挙げて取り組んでいると、何とか根絶を期したいということで、取り締まりと環境の醸成、この両面からの対応を今後とも粘り強くやっていくということで今、進めているところでございます。以上でございます。

○山口委員 ちなみに、昨年度の1,378件のうち、飲酒運転を目的とした一斉取り締まりで検挙した件数と、あるいは真夜中の不審車ということ

で停止を命じた結果、飲酒運転が発覚したという、その差というのはわかるんですかね。

○伊藤交通部長 昨年も定期的な取り締まり旬間なり月間を設けております。例えば、2月あたりは飲酒運転取り締まりの月間ということをやっております。件数につきましては、後ほど出しますが、これは月間設定をしまして、取り締まりを強化しますが、そうしますと、逆に件数が減る可能性があるんです。取り締まり月間だから飲んで運転するのはやめようということで。ですから、一概に、この件数がどうこうということとは言えないと思います。と、警察としましては、常時取り締まりをやると、そして、年間トータルで何件だということ考えておりますので、そういう趣旨で取り締まり月間なり集中月間は御理解いただくといいかなというふうに考えております。

ただし、警察は、総合力を挙げていろんな仕事をやっているわけございまして、のべつ幕なく飲酒運転に対応できるかということ、なかなかそれは難しい。その関係がございすもんですから、月間等を設けてやっているということでもあります。ちなみに、一番直近の例でございますが、今年9月12日から9月18日、全国一斉の飲酒運転取り締まり強化週間が設けられまして、全国一斉に行われました。本県におきましては、酒気帯び運転が44件検挙でございます。そのうちの2名が逮捕ということでございまして、ただ、この44名が多いのか少ないのか、このところもいろいろ論議があるところでございまして、取り締まりを全国でやりますよと言って取り締まりをしたにもかかわらず、1週間で44名も検挙されたというふうに我々は考えておりますので、今後とも、飲酒運転の取り締まりは強めていかなければならないと思います。

○山口委員 決して公務員だから許されない、民間だから許されるとは思っておりません。萩原議員でしたか、本会議の質問でも申し上げましたように、一たん停止とか速度違反というのは、確かに心の緩み等や、ちょっとアクセルの踏み過ぎで出ることはありますが、飲酒運転ばかりは、これは確信犯ですからね。とは言いながら、その酒気帯びをどこまで皆さん方の服務規程で罰しようかというときに、委員と深夜まで飲んで、朝出かけに事故を起こしたところが、まだ昨夜の酒が残っていたという酒気帯びと、夕方6時から始まるパーティーに参加して、ビールで乾杯をして、その後は水を飲みましたけれども、8時に車で帰ろうとしたら酒気帯びで事故を起こしたという、この差はやっぱり私は多少あるだろうと思うんですね。ですから、飲酒運転は許されないにしても、酒気帯びそのものを横一直線で罰するというのは、多少内部規程には差を設けるしかないのかなという気がいたします。

それと、いま一方では、今、部長が言われたように、取り締まりを強化しなければならない。しかし、私自身、従来からやってきている取り締まりの重点状況というのは、さほど変更する必要もないと思っています。これまでシートベルトを重点的にやってきたけど、もうこれうちやっちゃってしまって、今から飲酒運転でいこうと、じゃなくて、それは言われるように、重大事故に直結するという意味でそれぞれ取り締まりをやってきた結果、先ほどのような順位がつくんだろうと思いますから、ただ、その中で取り締まりもですが、やっぱり環境の整備といいますかね、何か伝え聞くところによりますと、飲食等の全国チェーン店とか、あるいはビールメーカーあたりはもう「飲んだら乗るな」というの

をその中に織り込んでいくとか、あるいはポスターを掲示するとかいうのがあるようですから、交通部、ある意味では生安も一緒になるのかもしれないけれども、やはり飲食店組合等に対してでも強力な働きかけを持って行って、突き詰めていくと最後はその本人の自覚の問題にはつながるんですけども、そこに行く前の環境を盛り上げるということで、各部協力し合いながらその対応策をお願いしたいと思います。

○伊藤交通部長 今、委員おっしゃるとおりでありまして、関係機関とこう申しますが、酒類提供の業をしておられる方、これは過去におきましても、チラシを配ったり、ポスターを配ったりしてお願いをしまいたんですが、それがなかなかおさまらない。中には、本県ではまだ検挙はありませんけれども、知りながら提供していくという店も現実にはあるわけがございます。それで、本県もまた、きょうから安全運動がございしますが、この期間中に県内のそういう関係の業者の方にお集まりをいただいて、どうしたらこの飲酒をさせないことができるのかという趣旨でちょっと会合を持とうかと、そしてお願いすることも具体的にはお願いしていこうということをやりました、これを各署でも広げていってもらいたいということで、環境をつくっていこうということは今、計画をしている段階でございます。やはり営業ですので、少ないお客さんしか来ないのに、「酒は飲んだらいかんですよ、車ですから……」と言ったら、お客さん帰ってしまうと、しかし、今はそれを言っている時代じゃないと、やっぱり車で来ておられれば、「キーを預かります」と、そこまで言ってくれませんか、そこまで各業者の方にはお願いしていこうかなというふうに考えているところであります。

○山口委員 ありがとうございます。

○中村委員 一連の知事の5,000万円の問題であります。いろいろ質問もあったわけでありましたけれども、私は、県警本部長の顔を、胸中複雑なものがあるであろうと思いつつながら自席からずっと見ておったわけでありましたが、きょうの新聞でも、これだけ各紙にいろんなことが書いてありますね。当然、これは公選法に触れるというふうに各紙取り上げておるし、我々もそのころ、金の流れ等を考えると、そうであろうと思うわけでありましたが、このことについて、警察の方では、どのような捜査をされておるのか、全然捜査には着手されていないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○石村刑事部長 お尋ねの件につきまして、一連の報道があったということは承知しておりますが、個別の案件につきましては、答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○中村委員 我々、議会から帰るとですね、今議会ではいわゆる通告があった後でありましたから、県政一般に書いている人は、割方、その範疇に入るだろうということで質問ができたんですね。全員協議会もございました。しかし、全員協議会では、出た日に一方的にそういう説明があっただけでは、なぜ、こういう報道がされるのかとなると、5,000万もの金がいとも簡単に、庶民感覚では考えられない金が動いているわけですね。今、刑事部長、その件については、差し控えたいということでありましたが、これだけ県民が関心を持っていることですから、差し控えたいということは、捜査していると受け取っていいわけですね。

○石村刑事部長 あくまで一般論ですが、犯罪だと、刑罰法規に触れる行為だということであ

れば、法と事実に基づいて適正な対応をするということになると思いますが、先ほど申し上げましたように、個別の案件については、この事件についてどうだということについては、答弁を差し控えたいと思っております。

○中村委員 じゃ、私は、勝手に刑事部長の答弁を解釈しながら、コメントを差し控えたいということは、それなりの含みがあってやっていっちゃうと理解をしながら、この件は水かけ論になりますでしょうから、やっている、やってないの問題ですから、そのように理解をしておきたいと思えます。いいでしょうかね。

○石村刑事部長 何回も申し上げますが、私どもの答弁としましては、個別の案件については、答弁を差し控えたいということでございます。

○中村委員 わかりました。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、本日に御苦労さまでございました。

5分程度暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時34分再開

○外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。

宮崎市の山崎氏ほか3名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、傍聴人の入室を認めます。

〔傍聴人入室〕

○**外山良治委員長** 傍聴をされる皆様をお願いをいたします。

傍聴人は、傍聴人の守るべき事項を厳守していただきたいと思います。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いをいたします。

本委員会に付託されました議案等について教育長並びに関係課長の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○**高山教育長** 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。説明に入ります前に、御報告を申し上げます。

まず、台風13号による被害についてであります。きょう現在の被害状況でございますが、小中学校におきまして、延岡市立緑ヶ丘小学校など9校、県立学校におきまして、延岡南養護学校など14校で、ガラスの破損や屋根材のはがれ等の被害を受けるとともに、学校給食用のパンや米飯を製造している延岡市内の工場が被災し、現在38校で子供たちが主食を持参するなど、県内の教育施設や関連施設におきましても、被害が発生いたしております。被害のあった学校等につきましては、現在、被害の復旧作業に取り組んでいるところでございます。

次に、教職員の不祥事の再発防止についてであります。児童生徒や保護者の信頼を大きく損なう事件が続いている状況にかんがみまして、去る8月17日に、教職員の服務監督を担います市町村教育委員会教育長及び県立学校長を対象としまして、「教職員の服務規律に係る緊急対策会議」を開催したところでございます。詳細につきましては、後ほど教職員課長が報告いたします。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただき、目次のページをごらんください。まず、議案等についてでございます。

議案第2号「宮崎県総合博物館条例の一部を改正する条例」につきましては、県民文化ホールの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、県民文化ホールの廃止及び県立宮崎西高等学校に併設型の中高一貫教育校として新設いたします県立中学校に關します使用料及び手数料について、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、県立中学校の新設に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

次に、その他の報告事項でございますが、「第30回全国高等学校総合文化祭京都大会の結果について」など、5件を予定いたしております。

引き続き、関係課長が説明をいたしますので、御審議のほどをよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○**飛田学校政策課長** 学校政策課でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、県立中学校の新設に關しまして、議案第4号、その関係部分、それから議案第6号について説明をさせていただきます。お手元の資料12ページをお開きください。

まず、議案第6号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。1の改正理由につきましては、県立宮崎西高等学校に併設型の中高一貫教育校とし

て県立中学校を新設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容につきましては、別表第1に県立宮崎西高等学校附属中学校を追加するものでございます。

3の施行予定につきましては、平成19年1月1日を予定しております。

なお、13ページ以降に新旧対照表をつけさせていただきます。後ほどごらんいただきますとありがたいと存じます。

続きまして、議案第4号について説明をさせていただきます。恐縮ですが、戻りまして、資料の3ページをお開きください。

1の改正理由につきましては、県立中学校の新設及び県民文化ホールの廃止に伴い、所要の改正を行うものでございますが、県立中学校の新設に関する改正といたしましては、資料の中ほどの2の改正の内容、(1)にございまして、県立中学校の入学者選抜手数料に関する規定を新設するものでございます。入学者選抜手数料の金額につきましては、全日制課程の高等学校、五ヶ瀬中等教育学校の入学者選抜手数料と同額の2,200円といたしております。

なお、3の施行予定日につきましては、県立中学校新設に伴う改正につきましては平成19年1月1日といたしております。

また、議案第4号の県民文化ホールの廃止につきましては、後ほど文化財課長が御説明させていただきます。

4ページ以降に新旧対照表をつけさせていただきます。後ほどごらんいただきますとありがたいと存じます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、14ページをお開きください。次に、第30回全国高等学校総合文化祭京都大会に

おける本県高校生の成績について御報告させていただきます。

1の大会の概要ですが、平成18年8月2日から8月6日まで京都市を中心に18部門で大会が行われました。全国の高校生の参加者は約1万8,000人、本県からは184名が参加しております。

2の本県の入賞者についてであります。弁論の部で宮崎大宮高校3年生の蟹田光国君が全国第1位最優秀賞文部科学大臣賞を受賞いたしました。次のページ以降にその原稿をつけておりますので、後でごらんいただくとありがたいと思います。演題は、「被災地で僕は考えた」というものでございまして、その内容は新潟県一体を揺るがした中越地震の折、実際に新潟の被災地に本人が行って、ボランティア活動に参加して、その実体験を中心に述べたというものでございます。また、放送アナウンスの部で審査員特別賞に宮崎第一高校3年生の松本典子さんが入賞しております。さらに、書道で特別賞に宮崎南高校3年生の平原友里恵さんが入賞しております。このほか、吹奏楽とか合唱とか、素晴らしいものもあったんですが、部門によっては順位をつけないということになっておりますので、入賞したのは以上でございます。なお、資料の一番下に示しておりますように、本大会は、平成22年度に宮崎県での開催が予定されております。開催に向けて高校生の文化活動の育成、さらには大会の準備、そういうものに取り組んでいるところでございます。

次に、「宮崎の就学前教育すくすくプラン(案)」について説明をさせていただきます。17ページをお願いいたします。

宮崎の就学前教育すくすくプラン(案)の概要についてであります。本プランは、10月の完

成を目指しながら現在作成を進めております。その概要について説明させていただきます。まず、1の策定の趣旨であります。生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期は大変重要であることから、就学前の子供たちが県内のどこにいても質の高い教育・保育が受けられるよう、各幼稚園・保育所・認定こども園・行政が取り組む就学前教育の指針を策定することといたしました。

次に、2の概要であります。このプランは(1)の重点項目にありますように、①教育・保育の充実、②教員・保育士の資質及び専門性の向上、③家庭や地域に対する支援の充実、この3つの項目を柱として構成しております。詳しい内容につきましては、後ほど、別の資料で説明させていただきます。

次に、3のプランの普及等ではありますが、まず、(1)に示しますように、プランの説明会を幼稚園・保育所等の職員を対象に、でき次第開催したいと考えております。それから、(2)にありますように、プランそのもの、それから概要を記したリーフレット等の配付をいたしたいと考えております。それから(3)でございますが、さらに、各種研修会等において、このプランの紹介をしていきたい、また、テキストとして研修の場で使いたい、そういうことを考えております。まずは、プランの普及啓発、趣旨の徹底、そのことに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、4の本プランを作成するための検討体制ではありますが、(1)にありますように、私も学校政策課が事務局となり、生活・文化課、児童家庭課、生涯学習課の4課が部局を超え連携して策定作業を進めております。また、(2)にありますとおり、就学前教育創造懇話会を開

催し、外部の意見を作成に反映させていただきました。また(3)にありますとおり、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。

それでは、プランの具体的な内容につきまして別冊でお届けしておりますので、A3の資料、広い資料ですが、それをお開きいただきまして、概要だけをそのペーパーで説明させていただきたいと思っております。

資料の左上の「宮崎の就学前教育すくすくプラン」の体系図と書いてある四角で囲んだ欄をごらんください。一番上に示しておりますように、本プランは、県下の就学前の子供がどこにいても質の高い教育・保育が受けられるよう、各幼稚園・保育所・認定こども園や行政が今後重点的に取り組む方向性を示しております。資料には書いておりませんが、幼稚園とか保育所のすべての先生方が自信とか誇りをさらに持っていただく、あるいは本プランで先生方がとにかく元気が出るというか、手引き、そういうものになればなというような気持ちで連携しながらつくっておるところでございます。県といたしましては、プランの普及を図り、幼稚園・保育所・認定こども園や市町村の取り組みを支援していきたいと考えております。

その下に、めざす姿「キャッチフレーズ」を示しております。これは県のキャッチフレーズ「きっと、元気。ほっと、みやざき」を踏まえまして、子供たちにつきましては、「夢いっぱい 笑顔きらきら 元気な子ども」、先生につきましては、「子どもの未来 豊かにはぐくむ、元気な先生」、家庭につきましては、「抱きしめて 見守り励ます ほっとな家庭」、この3つをキャッチフレーズとして掲げさせていただきました。このめざす姿を実現するために、その下の3つ

の大きな丸を書いておりますが、重点項目として3本の柱を設定いたしました。その柱は1の教育・保育の充実、左下に示します2の教員・保育士の資質及び専門性の向上、右側の3、家庭や地域に対する支援の充実であります。

次に、資料の右上をごらんください。重点項目1の教育・保育の充実についてであります。6項目の内容を盛り込んでいます。まず、(1)の「遊び」を通した豊かな教育活動であります。ここでは、遊びを通し、就学前の教育・保育の柱となる健康・人間関係・環境・言葉・表現、その領域における内容の充実を図ることを示しております。

次に、(2)の「自然や身近な物事等」とのかかわりを通した感性をはぐくむ体験活動であります。親、兄弟、周囲の人々など「人」でございます。それから、自然や動植物などの「物」、ふるさとの文化・行事・祭りなどの「事」、そういうものとかかわりを通して、子供たちの感動体験を広げ、感性をはぐくむことを盛り込んでいます。

次に、(3)の幼稚園・保育所・認定こども園の連携についてであります。ここでは3者が連携会議や人事交流等を通してお互いに連携を深めるとともに、幼児同士の積極的な交流を進めること、そういうことの必要性を盛り込んでございます。

次に、(4)の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携であります。幼児や児童の異年齢交流を進めること、幼稚園・保育所・認定こども園と子供たちが入学する小学校との相互理解を図ること等を盛り込んでおります。

次に、(5)の特別な配慮が必要な幼児への支援であります。特別な配慮が必要な子供たちの存在にいち早く気づき、保護者や関係機関と連

携を図りながら、適切な支援に努めることを盛り込んでいます。

最後に(6)ですが、信頼される幼稚園・保育所・認定こども園づくりであります。日ごろから行事等を通して、住民を対象とした参観週間とか園の開放とか、地域と一体となった教育・保育を推進するとともに、保護者や地域への情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所・認定こども園づくりを目指すことを盛り込んでいます。なお、県は、それぞれの取り組みについて指導助言、あるいは情報提供、そういう支援をしていきたいと考えております。

次に、左下の四角で囲ったところをごらんください。重点項目2 教員・保育士の資質及び専門性の向上についてであります。ここでは2つの項目を挙げております。まず(1)の「子どもがあこがれる先生」の育成であります。ここでは、子供の発達段階に応じて適切な指導を行うことができるよう、資質や専門性の向上を図り、子どもがあこがれる先生を目指すことを盛り込んでおります。

次に、(2)の資質や専門性を高める研修の充実であります。ここにはすべての教員・保育士の資質の向上を図るため、研修の機会を設けること、園内外の研修に積極的に参加することを掲げております。なお、県といたしましては、以上のことに関しまして、研修を実施したり、講師を派遣する、そういうことを通して教員・保育士の資質・専門性の向上を支援していきたいと考えております。

次に、右下の囲みをごらんください。重点項目3の家庭や地域に対する支援の充実では、3つの事項を挙げております。まず、(1)の家庭の教育力の向上支援であります。ここでは家庭

の教育力の向上を目指し、「学習機会の提供」、「悩みの相談」、「情報提供」、「さまざまな活動への参加促進」等により、家庭教育を支援していくことを盛り込んでおります。

次に、(2)の、地域における子育て支援についてであります。身近な子育て支援の専門機関として関係機関と連携しながら、保護者が気軽に交流できる拠点づくりを進めるなど、安心して子育てができるよう、保護者を支援していくことを盛り込んでおります。

最後に、(3)就学前教育の推進体制の整備であります。ここでは各市町村における就学前教育の政策プログラムの策定を推進するなど、市町村の就学前教育の推進体制の整備の必要性について述べております。以上の3点に対しまして、県は就学前教育の関係機関を支援するとともに、プランの普及などを図っていきたくと考えております。

以上が概要でございますが、詳しい内容は、さきにお届けしましたものと同じものをその後ろにつけておりますので、ごらんになっていただければと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○外山良治委員長 委員の皆さんにお諮りしますが、あと6分ぐらいで昼になりますが、あと、文化財課長までの説明で20分程度かかる予定です。いかがいたしましょうか。継続するか、それともここで一たん休憩をするか、どういたしましょうか。

「休憩」「中途半端になると思いますがよ」と呼ぶ者あり

○外山良治委員長 という意見ですが、教育長さん、そちらの都合、それでいいですか。

○高山教育長 はい。

○外山良治委員長 では、傍聴の方には大変申

しわけありませんが、ここで暫時休憩をして、午後1時から再開ということにしたいと思います。御苦労さまでした。

午前11時53分休憩

午後1時1分再開

○外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○谷村教職員課長 それでは、続きまして、教職員の服務規律に係る緊急対策会議の概要について御報告いたします。資料につきましては、常任委員会資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

まず、会議の目的でございますが、最近の教職員による不祥事の状況についての共通認識を図り、今後の服務規律遵守の徹底に係る対応について協議すること、特に、市町村教育委員会・各学校における主体的な取り組みを促進することを目的として開催をいたしました。

次に、1、2にありますとおり、会議は8月17日、県教育研修センターにおいて行いました。出席者は、市町村教育委員会教育長等計95名でございました。

次に、3にありますように、会議で出された主な意見でございます。(1)のまず原因についてでございますが、指導しても自分のこととしてとらえない、受けとめ方の弱さがある。人間関係が希薄になり、不祥事の抑止力や自制心が弱まっているなどの意見が出されております。また(2)の対応策といたしまして、組織で一人一人の教職員を支えていく体制をつくっていく必要がある。孤独になりがちな教職員に校長たちが声をかけるなどの意見が出されたところでございます。

これらを踏まえまして、4にありますように、

各市町村教育委員会、各学校で服務規律の確立の具体的な方策について検討及びそれに基づく研修等を行っていただいているところでございます。

資料にはございませんが、各地域における取り組みの一部を紹介いたしますと、例えば、宮崎市の教育委員会におきましては、早急に校長会を開催いたしまして、教職員による不祥事防止に係る18の提言に基づく実践等についての話し合いが行われております。また、合言葉や標語の活用等に加え、教職員個々による「不祥事ゼロ運動宣言」にも取り組んでいる学校もございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、このような各市町村教育委員会や各学校の主体的な取り組みを促進するとともに、報告いただいた取り組み事例等を紹介することを通して、指導の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。
○坂口スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。よろしくお願い申し上げます。

平成18年度全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の結果についてでございます。常任委員会資料の19ページをお願い申し上げます。

まず、大阪府を中心に実施されました全国高校総合体育大会の結果について御報告を申し上げます。団体の結果は、テニス女子の宮崎商業の2位を初め9競技11種目が入賞を果たしました。個人の結果につきましても、資料に太字で示してありますとおり、弓道男子個人の都城工業高等学校の池井智也君の優勝を初め10競技、延べ16名の入賞を果たしております。これらの結果を過去の結果と比較いたしますと、特に個人ではここ数年で最も多い入賞者数になってお

り、団体を含めましても国体で35位であった平成15年度に並ぶ成績となっております。

次に、全国中学校体育大会の結果についてでございます。資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。団体の結果は、資料に太字で示してありますサッカーの日章学園中学校の優勝を初め、5競技7種目の入賞を果たしました。個人でも同じく太字で示しておりますが、剣道男子個人の三股中学校の大坪学嗣君の優勝を初め、4競技10種目の入賞を果たしております。団体個人の入賞者数の合計は、過去3年間の入賞者数と比較しますと、約3倍となっております。このような結果は、高等学校、中学校ともに指導者の熱心な指導によるものと考えております。また、県の施策であります競技力向上推進校の指定、さらにはトップアスリート育成事業など、本県の少年競技力向上への対策が少しずつ実を結んできているものと受けとめているところでございます。今後さらに、少年競技力の向上と各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の21ページをお開きいただきたいと思っております。熊本県で開催されました国民体育大会第26回九州ブロック大会の結果について御報告申し上げます。

まず、夏季大会における九州各県の成績一覧でございます。一覧表の丸数字は九州ブロックの通過順位を示しており、本県関係は表の右から2番目の列でございます。本県の成績を見ていただきますと、表の一番左に競技ごとに番号をつけておりますが、番号2のボウリング成年男子と少年男子、5の山岳少年男子、6のボート少年女子シングルスカルがそれぞれ九州1位での通過を果たしました。また、7のカヌー少年女子の2種目でトップと僅差の2位となり、

成年とあわせて4種目が本国体への出場権を獲得いたしました。夏季大会の合計では、昨年度より1競技3種目ふえまして、5競技9種目において代表権を獲得いたしました。

次の22ページをごらんいただきたいと思いません。秋季大会の成績一覧でございます。番号1のテニス成年女子や3の弓道少年男子、6の卓球成年男子など8競技9種目で優勝を果たし、2の新体操少年男子や6の卓球成年女子、13のハンドボール少年女子の準優勝がありました。表の最後23ページに示しておりますが、秋季大会の合計では昨年度より4競技9種目ふえまして、15競技27種目でブロック通過を果たし、本国体の代表権を獲得いたしました。

夏季大会と秋季大会を合わせますと、5競技12種目の増加となり、目標としておりました昨年度の代表権24種目の1.5倍となります36種目の九州ブロック通過を果たしたところがございます。内容的にも優勝や準優勝など上位でのブロック通過がふえておりますので、本国体での活躍を期待しているところがございます。

本年度から夏季大会と秋季大会が兵庫県で9月30日から10月10日の間に同時開催されることになっております。大会開催までわずかとなっておりますけれども、本県選手団が「チーム宮崎」として、気持ちを一つにし、持てる力を遺憾なく発揮してもらうために、私たちも気持ちを引き締めて望みたいと思っております。また、ことし初めてでありますけれども、本県選手団の活躍を後押しするために兵庫・近畿・京都の宮崎県人会の御協力により応援団を組織し、各競技会場に直接出向いて、激励訪問をしていただくことになっております。どうか、御支援をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○米良文化財課長 文化財課でございます。平成18年9月定例県議会提出議案の5ページの議案第2号「宮崎県総合博物館条例の一部を改正する条例」、及び9ページの「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の県民文化ホールの関係分についてであります。

まず、総合博物館条例の一部を改正する条例であります。あわせまして、文教警察企業常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

1の改正理由であります。総合博物館の施設のうち、県民文化ホールを用途廃止するものであります。

2の改正内容は、次の2ページの新旧対照表のとおりでありまして、下の欄の現行の第3条県民文化ホールの表示や位置等を削除し、総合博物館の位置につきましては、上欄の改正案の第2条第2項で規定するものであります。また、下欄現行第4条中の設備につきましては、県民文化ホールのみのものであります。関係文言を削除するものであります。

資料の1ページにお戻りいただきたいと思えます。(2)で主な経緯を書いております。若干説明させていただきます。県は、文化活動の助長と芸術文化団体の育成を目的に、総合博物館の施設として昭和46年3月に設置されたものであります。平成元年には、総合文化公園の整備の一環としての県立芸術劇場の建設計画に伴い、県民文化ホールについても、そのあり方について博物館協議会に諮問され、検討・研究の結果、平成3年に県民文化ホールは県立芸術劇場の建設により、その役割は新しいホールに引き継がれるものと考えられるとの答申が出されております。平成5年に県立芸術劇場が設置されまして、その時点で県民文化ホールの機能と役割は劇場に引き継がれたところであります。県民

文化ホールの施設も当分の間使用可能であったため、当面使用を継続してきたものであります。平成7～8年ごろになりますと、県民文化ホールの設置から25年程度が経過することになり、使用継続するために必要最小限の修繕や、設備の更新を実施したところであります。しかしながら、近年になりまして、様式の旧式化と老朽化は一層顕著となり、継続のためには多額の維持補修費や管理運営費が見込まれる状況となり、一方、近隣には県立芸術劇場のほかにも、安価な公立文化施設や民間の施設が充実してきておりまして、県民文化ホールの役割は相対的に低下し、利用者も減少してきたところであります。こうした状況の中で廃止の方向性も踏まえまして、平成17年9月の博物館協議会に以上の報告と意見聴取を行っております。さらに、平成18年2月から5月にかけて、宮崎県芸術文化協会や宮崎市芸術文化連盟とその傘下団体、学校や幼稚園・保育所、ピアノ教室等の個人的利用者に対しまして、県民文化ホールの現状と廃止の方向性について説明し、意見をお伺いいたしました。その結果、おおむね御理解をいただいたところであります。そうした状況を踏まえまして、本年6月の博物館協議会に正式に諮問し、7月19日の協議会で廃止することが適当であるとの答申を受け、今回、廃止のための条例改正案を提出したところであります。

3の施行日であります。ホールの利用予約を6カ月前からとしていることも考慮いたしまして、10月から予約受け付けを停止し、翌年の4月1日に廃止するものであります。

次に、平成18年9月定例県議会提出議案の9ページの議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」のうち、県民文化ホールに関する部分であります。あわせ

まして、文教警察企業常任委員会資料の3ページ、及び4ページから11ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

3ページの改正理由及び2の改正内容であります。県民文化ホールを廃止することに伴い、県民文化ホールの使用料及び設備機器使用料の規定を削除するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。以上であります。よろしく願いいたします。

○外山良治委員長 説明が終了しましたが、まず、議案についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○外山三博委員 議案第6号、西高等学校に附属中学校を追加する件ですけれども、御承知のように、宮崎には宮崎大学附属中学校というのがありますね。これは私もどっちがいいかわからないんですが、この宮崎大学の附属中学校の関係者からこういう意見を言われました。

「ずっと附属中学校と言ったら宮崎附属だと、今度西高に附属中学校という名前の中学校ができると紛らわしいし、わかりにくくなる」と、だから、ほかの県ではあるようなんですよ。例えば、附属併設中学校とかそういうふうに名前を附属中学校じゃない……。附属中学校というのは、宮崎附属中学校だという思いがあるんでしょう。そういう意見がありましてね、「さあ、私は、何とも言えないが」という話をしたんですが、ここに議案で正式に出てきましたから、そういうほかの名前を含めた議論があったかどうか、まずお尋ねします。

○飛田学校政策課長 今、お話がありましたとおり、そういうことについて随分協議をさせていただきました。実は、以前御案内させていただいたと思うんですが、公募等もいたしました。その中で、有力な候補として出てきましたのが、

やっぱり附属中学校というのが一番有力だったんですが、それから、付設中学校、例えば、九州内にどこどこ大学付設というようなのがありますが、そういう名前が出てまいりました。それから、そのほかにも、例えば、西高にちなんだ名前、あそこは学校祭を「朝陽祭」と言うんですが、朝陽中学校、ただ、子供たちにとって親しみがあって今後定着していくというのは、なかなか付設というのはなじみという点で薄いんじゃないかと、それで附属中学校の方にもお話に行ったりしたんですが、そのときに西高附属というような形で、略して呼ぶときには呼ぶことになるんじゃないかなというようなことも加味しまして、やっぱりなじみがあって、高等学校の部分と中学校が一体感があるということで考えさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○十屋委員 議案第2号の条例改正のことについてですけれども、今、1ページからずっと御説明ありました。平成3年ですかね。「県立文化ホールは……」というところで、博物館協議会の審議のときに、「……その役割は新しいホールに引き継がれるものと考えられる」と答申受けておりますけれども、このときに現在までずっと県立文化ホールは残されてきたわけですが、その理由といたしますかね、そういうところはどのような理由で現在まで至ったのかというのが1点と、それから多分これ、私だけではないと思うんですが、県民の方からおはがきをいただいたりしておりますけれども、8年前に4億円かけてリニューアルを行って、これも簡単に言わしていただくと、むだ遣いではないかというふうなおはがきもいただいておりますが、この4億円の中身等について、ちょっとお話をいただきたいと思うんですが。

○米良文化財課長 まず、1点目の平成3年で一応答申が出ましたが、結果的に存続をしたということでございますけれども、この答申につきましては、いわゆる芸術劇場の建設と並行しての考え方でございますけれども、その中で役割については引き継ぐということになったわけですが、当時、県民文化ホール自体がまだ使用可能であったということが一番大きな理由でございます。それで当分の間、若干の修繕を加えながら、可能な範囲で使っていこうという状況になったわけでございます。

それから、7年から9年にかけての修繕の部分でございますけれども、一番大きなのはいわゆる5年に芸術劇場ができて、存続という形の中で当分存続するためには、必要最小限の修繕をするという中で、例えば、舞台の幕であるとか、それから、客席のいすが、設置されてまして当時もう25年程度経過しておりまして、ぼろぼろになっておったということで、そのいすを取りかえております。また、床の改修等もやっております。それからあと、音響設備であるとか空調関係、こういう設備を当面使うとすれば、そのあたりを修繕しないと使えないという状況でございましたので、そういうことをしているということでございます。以上でございます。

○十屋委員 それで、平成5年に芸術劇場をつくられて、3年に一応そういう答申は出されたけど、まだ使用期限があるからということで使われてきて、途中、平成7年から9年にかけて少しずつ修理をしながら、今現在に至ったということですね。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、その当時からのもし資料があればですよ。平成3年前後からの使用頻度といたしますかね、どういう団

体が使用されていて、大体どの程度で、推移として、現在こうなっているんだという、そういうものがお示しできませんでしょうか。もし、できれば……、今、手元に資料がなければ後でもいいんですが、「早い方がいい」と呼ぶ者あり]経過としてわかれば、我々もいろいろ資料が必要なので……。

○米良文化財課長 いわゆる利用者については、一応資料を手元に持っておりますが、平成3年が6万6,000人、それから平成4年も6万6,000人、平成5年が6万5,000人、これ、若干小さいところは省略して言っております。平成6年が4万5,000人、平成7年が3万7,000人という利用者でございます。

【「よろしいですか。追加……」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 補足説明ですか。

【「はい」と呼ぶ者あり]

○米良文化財課長 今の十屋委員の件でございますが、まず、文化団体の使用率でございますけれども、平成5年で見ますと、*87%が文化団体の使用ということになっております。それが、参考に申し上げますと、平成17年では39%ということになっております。以上でございます。

○十屋委員 いわゆる先ほど御説明の中にもありましたように、いろんなほかの宮崎市も含めて公的な部分、民間的な部分があって、そういうホールとかそういうものができたので、今、言われた人と団体のパーセンテージ、これが下がってきたというふうに理解していいのか、そのあたり、ちょっと判断がつきかねるところなんです。そのあたりは教育委員会としては、どのように思っているんですか。

○米良文化財課長 委員のおっしゃるとおりでございます。近隣にいわゆる公立の安価な文

化施設ができておりますし、また、民間の施設も充実してきているということで、相対的に価値が——価値といいますか、相対的に下がってきておるといふことでございます。

○十屋委員 今議会に、議会の方に請願も出されているわけなんですよ。我々もここにいただいておりますけれども、そういうところで18年の2月から5月にかけていろんな方々とお話をしたというふうにかかれてあったり、ここに博物館協議会から6月7日廃止の答申を受けたと、そういうふうなことがずっと書かれているんですが、その回数とか協議したものが、皆さんからすると適当——十分にやられたんだというふうに御認識されているのか、こうやって請願を出される方もいらっしゃるわけですから、そういう方々との協議等はどのような形でされたのか。

○米良文化財課長 2月から5月にかけていわゆる文化団体等に説明をしているわけでございますが、文化団体・芸術文化協会の傘下、あるいは宮崎市の芸術文化連盟の傘下団体等とともに、学校であるとかあるいは幼稚園・保育園、それからバイオリンとかピアノ教室の主宰者まで一応そういう状況を説明いたしまして、御意見をいただいているところでございますし、そういうのをもとにして博物館協議会に諮問をしたということございまして、十分な審議をしたというふうに考えております。

○十屋委員 我々もこの請願の内容を読ましていただいたりしたんですけれども、最後の方に県民文化ホールの廃止を1年間延期していただきたいというふうな文言が書かれているわけですよ。それについては、いろんなほかの、何ですか、施設との予約とかいろいろ述べておられ

※37ページに訂正発言あり

ますけれども、もし万が一、これ、私の私見で申しわけないんですけど、例えば、1年間延長して、延ばしたとしても、最終的にはこの答申を受けて、教育委員会としては答申のとおり、進めていかれるというのが1つありますよね。例えば、1年間延長したときに、大体どのくらい予算的な維持経費がかかるのかというのがもしわかれば、教えていただけますか。

○米良文化財課長 現時点におきましての1年間の維持管理費の支出超過と申しますか、収入と支出の面での支出超過で、現時点で2,900万円でございます。これを延期するといたしますと、年々その額はふえてくるんじゃないかというふうに考えております。

○十屋委員 今、おっしゃった支出超過というのは、収入より支出の方が2,900万ほど多くなるということですね。赤字ということですね。

○米良文化財課長 営業的な言葉で言えば、赤字ということになります。

○山口委員 議案第2号について伺わせてください。昭和46年3月に設置となっておりますが、この建設費用は、国の補助金を活用しているんですかね、それとも、県費で建てられたものなんですか。それは現金で建てられたものなんですか、それとも起債を使つてのものなんですか。

○米良文化財課長 国庫補助は入っておりません。県費でございます。それから起債につきましては、ちょっとそこは把握しておりません。

○山口委員 細かいことのようにですが、大事なことだと思って伺ったところなんです。国庫補助が入ってなくて、県単独事業で建設されたというのはわかりますが、もし、起債を活用したのであればね、35年ですから、県の起債償還期限……。公営企業法にいう電力関係というの

はもっと長いのもありますけどね。償還が終わってないのに廃止してなくすということであれば、率直にそこらの問題は幾分残ってくるんじゃないのかなと思ったものですから……。わかりました。答弁できますか。

○米良文化財課長 その点、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○山口委員 わかりました。それで廃止をされた後は、どういう活用を考えておられるんですか。

○米良文化財課長 廃止後につきましては、今、博物館協議会等の中では、いわゆる博物館自体の効用と申しますか、価値をより高める方向で考えていくということを基本にしておりまして、その中の一つが駐車場、と申しますのは、今、駐車場が非常に狭くて、博物館自体の活用に支障を来しているという状況がございますので、大きな選択肢としては、そういうことが今、考えられているという状況でございます。

○山口委員 次に、築後35年たって、なおかつ、10年前にかなりの資金を入れて補修をされたということだそうですが、いまだに存続を求めるとするのは、ある意味では415席という使い勝手のよさがあるのではないかという気がするんですね。芸術劇場みたいに1,000人を越えるホールは必要ではない、かといって公民館みたいに100人そこそこでいっぱいになるということでも困る。だから、夜、入場料を取ったとしても1万7,685円、そして415席という、そういう意味での使い勝手のよさというのは、先ほど課長の説明では宮崎市を含めて、あるいは県もそうですが、その代替できる施設が充実できているということなんです。席数や使用料金という見地からも同様な施設がふえてきたという理解に立っているんですか。

○米良文化財課長 その規模につきましては、例えば、県立芸術劇場でありましていわゆるイベントホールというのがございまして、300席のホールがございます。それから、市民文化ホールも小ホールとして300席、あるいは市民プラザが507席というようなことで、ほぼ同規模の施設が充実してきているということでございます。

○山口委員 それは使用料金についてもほぼこのような金額ですか。逆に言えば、建設が新しいからそこらはかなり高いような気がするんですが、使用料まで御確認されてはいるんですか。

○米良文化財課長 いろんな条件で一応試算もしたところでございますけども、同じ条件でしまして、いわゆる文化団体が使用したというときを想定いたしましても、県民文化ホールよりも芸術劇場のイベントホールであるとか、あるいは市民プラザ、市民文化ホールの同規模のホールの方が安いという結果になっております。少なくとも、この文化ホールの方が極めて安いという状況はございません。

○山口委員 先ほどの十屋委員の質問に関連しますが、アバウトで結構ですから、この県民文化ホールを維持するための総経費は幾らかかるんですか。そして、収入あるいは補助金等を差し引いた結果、2,900万円の赤字ということになるわけですね。

○米良文化財課長 そのとおりでございます。2,900万円の年間の支出超過ということでございます。

○山口委員 ですから、全体予算額はどれぐらいなんですか。うち、その収入に占める県費の補助とか、あるいは使用料による収入というのは、大体どれぐらいなんですか。結果、2,900万円の赤字ですねということです。

○米良文化財課長 県民文化ホールの年間の収入が17年度で言ったときに約550万でございまして、県民文化ホールを運用するための経費が3,400万程度ということでございます。それで差し引き2,900万円ということでございます。

○山口委員 2,900万円の赤字の補てんは、総合博物館運営の中の会計でやりくりをされている、そして、それは100%県費という理解でいいんですね。

○米良文化財課長 そのとおりでございます。

○山口委員 それから、この配付資料の中にも利用者が減少、平成16年度2万5,299人ということになっております。また、先ほどの答弁の中では——ごめんなさい、何年度かわかりませんでしたけど、87%文化団体が使い、平成17年度は39%を使っておりますということですが、例えば、16年度2万5,299人の利用者はいいんですが、何回の公演でもって、あるいは使用でもって2万5,299人なんですか。

○米良文化財課長 ちょっとお待ちください。

○山口委員 実はですね、十屋委員は、後でも結構と言われましたけども、やはりこの議案を審議するためには、過去の利用者数、あるいは利用回数等々を含めて、初年度からとは申し上げませんが、せめてここ5年、10年のデータは、ぜひともこの議案審議のために必要だと思いますので、できたら委員長、手配方、お願いしたいんですが……。

○米良文化財課長 まず、平成17年度で申し上げますと、この使用の何といいますか、単位といいますのが、午前、午後、夜間となっております。それで言いましたときに234単位というのを利用しております。それで、その単位で言いますと、使用率が約26%ということになります。

○山口委員 26%というのは、1日を午前、午

後、夜間と、この3回に区分して——ごめんなさい、正月休み、お盆休みとあるかどうか知りませんが、そういうのを含めて回数として234回で、2万5,299人の利用という理解でいいんですか。

○米良文化財課長 今回の回数は17年度で言うておりましたので、利用者総数が2万4,978名ということになります。

○山口委員 わかりました。じゃ、1日3回を利用ベースとしたときに、全体が26%の利用で234回の利用があり、2万4,978人の利用者で、おおよそ平均しますと、110人前後の利用者数という理解をさせていただきます。

それで、この請願書の中には、わずか2回の会議で廃止を決めたと、こうなっているわけですよ。ちなみに、そのときの出席者、必要出席者数の状況といいたいまいしょうか——ごめんなさい、よくわかりませんが、招集かけた何名のうち、何名が御出席なさって、答申を議論されて……、できれば、時間も聞かせていただけませんか。

○米良文化財課長 まず、18年の6月7日で行きますと、委員が16名でございますけれども、出席が12名でございます。

○山口委員 大まかな開催時間……。

○米良文化財課長 このときが1時間半でございます。

○山口委員 ありがとうございます。

それに先立ちまして、ことしの2月から5月にかけて、それぞれの文化協会や文化加盟団体あるいは幼稚園、個人教室の利用者の説明・意見というのがありますよね。この回数と、出された意見というのがあればお聞かせいただけませんか。

○米良文化財課長 回数の総数につきましては、いろんなケースがございますので、今、手元に

つかんでおりませんが、少なくとも、例えば、県の芸術文化協会、53団体ございますけれども、基本的には全部お話をしておりますし、市の芸術文化連盟にいたしましても、70近くの団体だったと思いますが、それにつきましても、連盟の事務局長の方から当たっていただいているということでございます。そのほかに、いわゆる5年間で5回以上、それから2年間で2回以上の利用をされた利用者につきましては、いわゆるピアノ教室であるとか、バイオリンの教室であるとかいう主宰者にまで一応説明をして、御意見を伺ったということでございます。

御意見の主なものといたしましては、今まで非常にこの施設にお世話になった、あるいは名残惜しいといえますか、そういう気持ちを持っているという声は多々ございましたけれども、いろんな今までの、劇場が引き継いだとかあるいは財政状況であるとか、いろんな説明をいたしましたら、やむを得ないなという意見がほとんどでございました。以上でございます。

○山口委員 はい、わかりました。

それから、この請願の中にも出てきているんですけれども、「……他の公共施設の使用料金や予約システム等を……」と、こうなっておりますね。「……利用者である文化団体の意見を尊重しながら……」と、こうなっているんですよ。例えば、今の県の芸術劇場のそれぞれの大ホール、小ホールの利用料金、あるいはこの県民文化ホールの利用料金もそうですが、普通、民間であれば、投資経費プラス年間維持経費を掛けて見込みの利用回数で割り出してと、こうなりますけれども、行政は、なかなかそこまで厳格ではありませんから、要は、そういった利用料金の設定の仕方というのは、どういう形で決めておられるんですか。

○米良文化財課長 基本的には大きな参考になりますのが九州各県であるとか、あるいはそのときの経済状況等も出てくると思いますが、そういうことを参考にして、金額は決めていくということになります。

○山口委員 じゃ、その使用料金の決定をするに当たっては、あくまで行政ベースでやっておられて、これ、文化ホールや芸術劇場に限ったわけではありませんが、他のたくさんの方営施設の使用料金がありますよね。それは皆さん方の行政ベースで議論をして決定をされる、その中には県民のといいましょうか、利用者サイドの意見というのはほとんど入ってないと、それはいいとか悪いとかいうことではなくて、皆さん方が、他県や他市の状況を比較検討されながら一つの方向を出し、結果としての議案として出されるわけですから、それは議会の議決を経ることによって、利用者を含めたという広義な範囲での県民の理解を得たということで料金の設定をしているということよろしいですかね。

○米良文化財課長 まず、県民文化ホールに関しましては、当初の趣旨が文化活動の助長と文化団体の育成ということでございますので、そういう意味も含めまして、芸術文化団体につきましては、基本料を2分の1にしているということがございまして、そういう設定をするときには、当然、文化団体等の御意見もお伺いしています。それから芸術劇場等をつくれます、あそこに3施設あるわけでございますが、そういうときにも文化団体等の関係者に当然いろんなことをお伺いしてから決めているところでございまして、その中には当然料金等の問題も入っているわけでございます。以上でございます。

○蓬原委員 せっかくですから、関連してお尋ねしますが、山口委員がいろいろ聞かれました

けど、請願に予約システム等を改善というか、そういう項目が出てきます。先ほど、その規模あるいは料金的にはむしろ新しい方が安いというような御説明がございましたが、予約システムという言葉が出てきているということは、暗に言うと、新しい施設は、どうも使いたいときにうまく使えないという、使い勝手が悪いということがここに言われているのかなというふうに感じるんですが、今の県民文化ホールと新しいホール等でその予約システム等について借り方が変わってきているというか、いわゆる借り勝手が悪いというような状況が何か出てきているということでしょうかね。ちょっとその御説明を1点お願いします。

○米良文化財課長 県立芸術劇場につきましては、所管が地域生活部になりますので、連携の中で情報を得ているということで申し上げたいと思いますけども、芸術劇場につきましては、18年の4月から指定管理者になりまして、その中で指定管理者と県の協議の中で、いろんな工夫をしているわけございまして、例えば、アイザックスターンホールあるいは演劇ホールの客席を一部利用する場合、この場合には2割引にすると、あるいはアイザックスターンホールを練習場として利用する場合には半額にすると、それから、小中高校生が利用する場合にはすべてのホールを半額にするというようなこと等、4月から劇場の方もいろいろ工夫をして借りやすい状況をつくっているということでございます。以上でございます。

○蓬原委員 お金の面が強調されたように思いますが、予約システム、例えば、今度の日曜日使いたいの、今までであれば、こういう電話でぼーんと電話して、すぐ予約できたけれども、今後は、施設も非常に近代化になって、いろいろ

る配慮されているが、今までどおり、簡単に借りられないという——予約システムという言葉が出てきているものですから、そのあたりに違いが出てきているんでしょうかという質問だったんですけど。

○米良文化財課長 その点につきましては、情報としてちょっとつかんでおりません、詳しくは……。

○外山良治委員長 委員の皆さんに少しお諮りをしたいんですけど、今の蓬原委員及び山口委員の質疑は、所管部が地域生活部であると、それで、先ほどから聞いていて、課長の答弁が、ほとんど教育委員会所管の中で、地域生活部の答弁をされているということは、答弁に対して責任が持てるのかなというのを先ほどから聞いていて感じました。これはこのまま地域生活部所管の答弁を文化財課長がするというのでいいんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 51 分休憩

午後 1 時 54 分再開

○外山良治委員長 再開いたします。

文化財課長、所管事務分掌上で言う常任委員会で付託審議をされている部分、これは、例えば、今、答弁等については、「所管外ではあるが」ということを前置きにして責任ある答弁をしていただきたいということをお願いいたします。

ほかございませんか。

○蓬原委員 1件だけ。先ほどいろんな団体、これまで使った経験のある団体にはすべていろいろ意見を聴取というふうな言葉がございまして、宮崎市という話が出たかなと思うんですが、今回のこの請願を出されているのは都城市の方な

んですが、恐らく延岡、都城、日南、小林、日向、あるいは市町村でも1回でもお使いになったところはあるんじゃないかなと、えてして、宮崎中心になることについては、ほかのいろんな施設等の議論も含めて、私は、北諸県郡三股町でありますけれども、よく宮崎中心でいかにじゃないかという話をするところがございますが、前置きが長くなりましたが、この「劇団こふく劇場」となっておりますが、宮崎市以外のほかのそういう文化団体についても、すべてそういう過去使ったところ〔「2回以上」と呼ぶ者あり〕、5回以上ですか。〔「2回以上」と呼ぶ者あり〕2回以上……、あるいはこれからもしかするとお使いになるよというところにも、ちゃんと御意見を聴取なさったものかどうか、そこのところをちょっと教えてください。

○米良文化財課長 宮崎市の芸術文化連盟は確かに宮崎市でございますけれども、宮崎県の芸術文化協会につきましては、全県的な組織でございますので、全県的な組織に御説明をしたということでございますし、その他のいわゆる5日、2日というのを申し上げましたが、それにつきましては、その回数を利用されている方については説明を申し上げたと、ただ、実際問題として、宮崎市の方が多いいことは事実でございます。

それから、県立芸術劇場の申し込みの期間でございますけれども、地域生活部の所管でございますが、資料をいただいておりますので、それで答弁させていただきますが、「利用日の1年前に当たる日の属する月の初日から利用日の14日前まで」というのが県立芸術劇場の申し込み受け付け期間になっております。文化ホールにつきましては、「6カ月前から」ということでやっております。以上でございます。

それから、先ほど文化団体の利用率を申し上げましたが、若干間違いがございまして、平成5年に87%と申し上げましたが、87団体でございまして、率としましては、42.4%が平成5年の文化団体の利用率、それから平成17年が29.8%ということでございます。済みません。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

○山口委員 議案第2号……。

○外山良治委員長 議案に関して……。

○山口委員 第6号について伺います。これは、私の勉強不足もあるんですが、附属中学校ができますが、1学年何クラスということですか。

○飛田学校政策課長 1学年2クラス80人を想定しております。

○山口委員 2クラスで3学年そろっても6クラスと、こうなりますが、それが普通の僻地に近い学校であれば、文科省の学校教育法及びその施行令等含めて全教科指導できる教員は張りつけることができるんですかね。

○飛田学校政策課長 2クラスという規模につきましては、全県下の学校の規模では、今、手元に資料を持っておりませんが、ある程度の規模だと、特に小さいという規模ではないと認識しておりますし、もう一つは、中学校、高校を一緒に併設しておりますので、それぞれの先生方が6年を見通して一貫して指導していくことで、その目的に合った教員を一応考えていきたいと思っております。以上でございます。

○山口委員 質問を先回りされてしまいました。五ヶ瀬中等学校でもそうでしょうけれども、高校の教諭も中学校の学習指導の受け持ちをするということで、全体をカバーするという理解でよろしいですね。

○飛田学校政策課長 委員のお話にありましたとおり、そのことをむしろよさとして、6年間

を一貫したカリキュラムによって、子供たちをじっくり育てていくということで取り組んでいきたいと考えております。

○山口委員 そういう中では、教師を張りつける部分について、かつて五ヶ瀬中等学校のスタート時点ではありませんが、県費単独の職員を抱えるというのがここでは出てくるんですか、こないんですか。

○飛田学校政策課長 最終的にどの形での配当ということについては、現在検討しておるところですが、現実的には、中学校の枠の職員と高等学校の枠の職員を授業が1学年とか2学年のときには余り多くありませんので、例えば、芸術の先生は、高等学校の先生が行っていただくとかいうようなことで総合的に考えていくことになると考えております。

○山口委員 なぜ、そこまでしつこく申し上げるかというのは2点ありまして、1点は、野辺議員の本会議における南那珂郡高等学校整備計画についての質問ではありませんけれども、生徒数が少なくなってきて、「少なくとも学校だけは置いておけばいいじゃないか」という意見があると、しかし、それには生徒指導に十分な教員の割り振りができないから、やっぱりある程度の規模を持った……というのが答弁として出てくるわけですね。ですから、僻地は、じゃ、我々は人口減という自分たちでは抗し切れない社会現象の中で、常に、被害者といいましょうか、しわ寄せを食らうのは我々でしかない。じゃ、今度の中等学校、どうですか、今度できます西高校附属中学校はどうですかと、こう言われますと、やっぱり3クラス以上望ましいということと、ここは2クラスでも頑張りますよという、その部分をとらえられますとね、その分だけを切り抜いて比較されますと、皆さんと

しては、非常に答弁のしづらい部分がある。まして、それを県費でここは支えるけれども、ここは支えられないから統合するという、そういった部分の地域的な部分によるしわ寄せというのもぜひとも考慮してほしいというのが第1点。

そして、第2点はですね、五ヶ瀬中等学校ができたときには、文科省の大臣はもちろん、全国からの視察がたくさんありました。あれが一つのきっかけとして全国の都道府県立中高一貫教育、逆に転じて、小中一貫教育等の新たな教育の形の模索が始まったと私は思っております。しかし、もう一方では、私立は私立として、そのよさを発揮するために、学力、そしてスポーツ文武両道を目指す、また新たな目標を掲げた私立の経営方針も出てくる中で、この西高附属中学校ができたことによって、五ヶ瀬中等学校の位置づけが、皆さん方は、口では「お互い目指す部分は違いますよ」と言いながらも、県立の中高等学校という意味では一緒ですから、私立との競合に負けたというならまだしも、同じ県立同士の競合する中で、片方が衰退していったというふうには絶対ならないように、皆さん方の方での対応策といいましょうか、両方それぞれ特色を持ち合わせた学校経営というのにより一層取り組んでほしいと思っております。答弁は結構です。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 議案についてこれで終了をしたいと思いますが、先ほど山口委員の方から文化ホールについて、起債使用について質疑がありました。これはたしか適化法、45年とか耐用年数が決められていて、全部取り壊しということになれば償還しなければいけないと、こう

いうことが発生する可能性があるわけですから、起債の点については、現在のところわかりませんか。

○米良文化財課長 今、確認をしております。

○外山良治委員長 ということであれば、暫時休憩をして、明確になるまでするのか、それとも、その他の報告事項の審議をする中ではっきりすれば、そこで報告をしていただくと、2つあると思うんですが、いかがいたしましょう。

○外山三博委員 僕は、案件があれば、連続してやっていった方がいいのじゃないかと思いません。

○外山良治委員長 わかりました。

それでは、その他の報告事項についての質疑はありませんか。

○中村委員 先ほどちょっと言いかかったところでしたが、済みませんでした。議案から先でございまして、この「宮崎の就学前教育すくすくプラン（案）」の件であります。先ほど説明があったように、3つの輪で囲まれた部分をやっていくんだということでしたけれども、1の教育・保育の充実、2の教員・保育士の資質及び専門性の向上、これはいろいろできるわけでしょうけれども、一番問題なのは、3の家庭や地域に対する支援の充実、これは、課長の説明では、具体的にどういふふうにするんだという説明がなかったんですが、これが一番大きな難しい問題であろうと思いますが、この辺をどのような取り組み方をしようとしているか、お聞かせ願います。

○飛田学校政策課長 少し具体的なところで説明をさせていただこうと思いますが、よろしゅうございましょうか。

お手元にお配りしております冊子の方をごらんいただくとありがたいと思うんですが、例え

ば、家庭の教育力の向上支援ということは、冊子の33ページをお開きください。1つか2つか例を御説明させていただこうと思います。実は、ここの構成といたしましては、左側の上に目標を書かせていただきました。家庭や地域に対する支援の充実で、関係機関と連携し家庭における教育力の向上を目指しましょうという目標を書いておるんですが、それに対しまして、県ではこういう取り組みができますというのを下に示させていただきました。それから、右側の上を見ていただきますと、そのために幼稚園・保育所・認定こども園ではこんなことに取り組んでほしいという指針とございますか、そういうものを具体的に示させていただきました。

そういうことを例えば33ページ、次が、恐縮でございますが、41ページをお開きください。今度は41ページでございましたら、安心して子育てのできる拠点づくりや子育て支援を推進しましょうということ、県の取り組みを左下、右の上に幼稚園・保育所・認定こども園が取り組んでいただきたいことということで方向性を示させていただきました。

47ページが推進体制、特に、市町村あたりにこういう形でいろんな会議等で御紹介、奨励をしていきたいと思っていることで47ページを出しておりますが、そういうような形で考えさせて、一つの方向性、あるいはこんなことをやっていただけたらという提案というような形で整理をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中村委員 それでもちょっとわかりにくいんですけど、一番問題なのがさっきから申し上げますように、家庭や地域に対する支援の充実、県がどれだけできるかということをサポートしましょうということでしょうけど、具体的にここ

に示してやることと、いわゆる地域をどういうふうに育てるかということが一番今からの子供たちに大事なことだろうと、今、地域の連帯感とか一体感というのがなくなっていますね、そういったことの、もう一遍昔みたいな地域の連帯感というのをどういうふうに構築するのとか、そういったことは具体的には考えていらっしやらない……。

○飛田学校政策課長 実は、それぞれの事業の中では具体的なところは、県の取り組みで今やっていることをそこへ書かせていただきましたが、今、議員がおっしゃったように、地域の中で、どういうことがやられるか、いわゆる家庭だけじゃなくて、ここは主として読んでいただくのが幼稚園・保育所・認定こども園の先生が中心でございますので、例えば、幼稚園・保育所・認定こども園の先生方がどういうことができるか、一つの例を申し上げますと、42ページの右側の上をちょっと見ていただきますと、幼稚園・保育所・認定こども園の役割として、園庭の開放、それから地域における人材活用、あるいは交流活動、そういうことをやって地域の子育て支援、そういうような機能をぜひ取り組んでいただきたいと。それから地域の子育て支援センター、さらに次のもう一つは、例えば、36ページを見ていただきますと、幼稚園・保育所・認定こども園で取り組んでいただきたいことというのは、積極的な学習機会の提供をしましょうと、いわゆる公民館等の出前講座をやったり、あるいは就学前の健診や家庭学級、そういうところで一緒にそういうことの提供をしていただけたらと、さらに、そのところの下の方に、真ん中になりますが、家庭教育に関するさまざまな悩みを相談する機関等を幼稚園が紹介して、その家庭の教育力をサポートするよ

うなことをしましよと、そういう具体的に幼稚園・保育所・認定こども園が取り組んでいただけたらというようなことを提案として書かせていただきました。議員がおっしゃるように、もっと地域に入っていくということも今後研究していくことは必要だと思いますが、まず、幼稚園・保育所・認定こども園を中心に考えさせていただいたところでございます。

○中村委員 今、説明いただきましたけど、幼稚園・保育所・認定こども園に非常に大きな役割を課しているというふうにお見かけしましたが、それが果たして幼稚園・保育所・認定こども園でできるのかなという部分もありますが、またその辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、教職員課の18ページ、服務規律についてであります、中で18の提言があったという話をされましたが、18の提言というのとはどのような提言ですか。

○谷村教職員課長 宮崎市の教育委員会で18の提言ということですが、ジャンル別に言いますと、3つの大きな区切りがございます。まず、交通違反撲滅のための提言というのが大きく1つ、それから規範意識高揚のための提言というのが1つあります。それから3つ目が、体罰撲滅のための提言という3つの大きなジャンルがあるんですが、その中で小さく言いますと、例えば、交通違反撲滅のための提言につきましては、宮崎〇〇の日を設定する、例えば、交通安全の日とかそういうのを設定しましよと、あるいは標語を職員につくらせるとか、そういうのが18ずっとあるんですが、資料出しましよか。

○中村委員 そうですね。

○谷村教職員課長 これ、説明していくと大変

だと思ひますので……。

○中村委員 後でまた見せていただきます。

○谷村教職員課長 そうさせていただきます。

○外山三博委員 今の教職員の服務規律に係る説明を先ほどお聞きしまして、先生たちの不祥事が非常に起こっておる。私は私なりに何でかなということ考えてきました。きょうの説明は、服務規律を遵守しましよということですよ。しかし、私は、この服務規律を遵守する前の段階が非常に大事だし、そのことを触れないことにはこういう不祥事が起こってこないことにはならないと思うんですが、それは何かと言えば、先生方の社会性ですね。いわゆる学校を出て、学校と家を往復だけでほとんど地域のつき合いをされない。いろんな理由があるでしょうが、忙しいというようなこともあるでしょう。しかし、地域とつながって初めて先生たち、社会性というのが出てくるんですね。ここにも先生の方が大分いらっしやる。教育委員会に出ると、我々につき合う中でいろんな泥くさいこととか社会性、ここの方、みんなお持ちだと思いますが、定年でやめられた元先生が私の周辺にも大分おられますけれども、はっきり言ひましてね、何となく常識に欠ける、社会の規範がよくわかっていない。頭はいいんですよ。ちょっと言い方に語弊があるかもわかりませんが、そういう方が見受けられます。そういう方は何が必要かという、先生になってからずっと社会生活する中で、地域社会とのつき合いとか、そういうことによって社会性が身についてくると思うんですよ。そして初めて道徳的なこと、常識的なことというのが自分のものになっていくけど、それがなくなると子供の教育ということだけで追いまくられていくと、大事なところが抜けていく。ですから私は、例えば、

地域のお祭りとか、地域でごみ拾いをするとか、スポーツ大会をやる、いろんなことがありますよね。ほとんど勤務時間帯は外します。早朝とか夜ですね、日曜・祭日。そういう場合はできるだけ学校行事はやめてでも、地域に入りなさいというような指導をしていく必要があると私は思うんですよ。ほとんどそれがないような気がする。「学校の行事がある」、あるかどうかかわからんが、「学校の行事があるから出れません」という先生が非常に多いんですね。ですから、そういうところから先生の資質というかね、総合的な幅広い常識をつけてもらうところから入っていかないと、職場で規律を遵守しましょうということから入ったんでは、一番人間としての基礎の部分の部分が何か抜けていくような気がするんですよ。どうでしょうかね、教育長にちょっとお聞きをしたいんですが。

○高山教育長 確かに外山委員のおっしゃるとおりでございまして、現在、県教委の方では人材育成プランを策定しております。この策定プランの中では、本県が求める教職員像はどういうものかということで、今、言われましたとおり、豊かな人間性、幅広い社会性を持った教職員、あるいはまた、教室のプロとしての専門的な指導力を持った教職員、さらに教育に対する熱い情熱といいますか、そういった方たちを育成していくために今後、人材育成プランの中で、どういった教師の育成、確保、研修等も含めましてやっていったらいいのかということで真剣に今、議論をしているわけでございますけれども、そういった中で、研修等を活用しながら、民間企業等に教員を派遣しながら、そういった面の研修といいますか、幅広い社会性等を身につけさせるような研修等も今後十分考慮しながら、質の高い教職員の育成確保に向けて努力を

していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○外山三博委員 まさに、私が思っておるのと同じことを今、教育長、おっしゃいましてね。どうか、そういう思いでこれからの先生のあり方ということを考えていってもらえばいいと思います。

○山口委員 同じく教職員の服務規律について伺います。

18ページの3(2)不祥事再発防止のための対応策というのがここに5点掲げてあります。3点とか5点とかこれ、言っていること、全部私も当たっていると思ひまして、この教職員というのを生徒という形に置きかえますとね、まさに、いじめとか不登校になる理由とほとんど一緒なんですね。それは、今、外山委員の、地域社会で一緒に汗をかきましょうということとは私は別な次元で申し上げますと、逆に、学校の中であって、自分のつらさや悩みを打ち明ける人がいないのではないかと、それは教科同士での、お互いのクラス同士の切磋琢磨とか、不登校についての議論はあったとしても、自分の人生観やあるいは趣味ということについて真摯に語り合える友達がないのではないかと、いわば、見かけばかりでという、そんな感じがするんですね。表だけのつき合い。ですから、例えば、忘年会、新年会という宴会だけがお互いの親密化を図るとは申し上げませんが、もう一方では、教職員だけでのまとまった何かレクリエーションをすとか汗を流すとか、一つの目標に向かってみんなで職場を離れた感じでのストレス解消策というのも考えてあげなきゃならないのではないかと気がします。

名前は挙げませんが、西臼杵あるいは延岡で起こりました不祥事については、私は、その教

論はよく知っています。まさかというのが私の感じたことなんです。結局、彼らの悩みをぶっつけられることがなかったんだろうと、結果、思い詰めてそういう行為に走ったのかなと思っています。それはやっぱり一番下にある教師としての自覚というところまで行き着くのが正解ですよ。ですが、そこに行く前で、だれかが受けとめてあげなきゃいけなかったんじゃないかと、ですから、外山委員の言うように地域と一緒に汗を流すことも必要ですが、もう一方では、職場の中で、校長から入ってきて1年の先生まで、みんなで汗を流して笑える、何かそういう対応策も必要ではないかなと思うんです。学校内における教職員全部が参加して何かやるというのはあるんですかね。

○谷村教職員課長 例えば、入学式が、4月始まりますけど、入学式とかあるいは終了式とか、1学期ごとにあります。それから学校行事、例えば遠足だとかあるいは修学旅行とか、そういうものもございますし、あるいは秋になりますと体育大会とか、そういうのもございますので、それは一緒になってやらないといけないということがあると思います。

先ほど委員がおっしゃいましたように、この人材育成プランの中で一つ掲げているのが、いわゆる学校組織マネジメントというのをやっているんですね。それは何かといいますと、もう御存じだと思うんですが、先生方は、小学校あたりは特に学級王国と言われていますが、一つの学級に自分のテリトリーがありまして、そこはなかなかほかの人は入れないというような、そういうことでずっと何十年間育っていくということがありますね。それと、中学校あたりでも教科というのがあります。自分の、例えば国語なら国語の教科のテリトリーというのが

あって、なかなかそこはほかの先生が入れないという部分もあります。今、その現象が、以前は学校規模が大きかったんで、例えば、中学校あたりでも3名なり4名の先生が同じ教科でもおりました。そこには先輩の先生とか中堅とか若手の先生とかいろいろおりましたけど、今、学校がどんどん小規模化しております。その教科の先生も1つの学校で1人しかいないというような現状が多いわけですね。そういったときに、どうやってそういう何というんですか、同僚性みたいなものを持たせるか、先ほどおっしゃいました学校行事みたいな、何か目標に向かって一緒にやっっていこうというような形をつくっていこうということで、人材育成プランの中でも学校組織マネジメントというか、あるいは目的達成度というような形で、一つの目標に向かってみんなで頑張ろうやと、そして悩みは分かち合おうやというようなことでやろうという仕組みを今やっておりますので、そういった形で今後も指導もしていくし、そういうプランを立てながら育成していくということを考えております。以上です。

○中村委員 関連して。人材育成という面では、大方、今、おっしゃいましたが、高校あたりになると、部活でも夜の9時、10時まで一生懸命取り組んでいらっしゃる。なかなか先生方のコミュニケーションというのはできない状況があるんですね。だから、一概に、学校行事で輪を広げようとか、地域の中でいろんなものに参加くださいとかいうのもわかるんですけど、それはできない場合もある。それを考えると、人材育成という面では、22歳で大学卒業してすぐ先生になって、そして、そのときから「先生、先生」ですよ。いわゆる周りが見えないまま先生ですね。だから、私は、いつも言うように、

本当に不祥事を起こさないようないい先生方をつくるためには、その学校の中でいろんなことがあるが、孤独に耐えないといけない場合もあると思うんですね。部活でも土曜も日曜日もない、地域のコミュニケーションにも参加できない、そして、家庭も犠牲にされる先生方がたくさんいらっしゃる。そういうことを考えると、やはり22歳から新卒をいきなり採用するということが大きな問題だろうと、私は、だから22歳で卒業して、そして教職を目指す人たちが一応試験してでも2～3年は好きなどころに行ってくださいと、25歳から教員としては採用しますよと、その3年間か4年の間に社会性等いろんなものを身につけて、それから先生として採用しても決して遅くはないんじゃないかと、22歳で採用すること自体がいろんなこと、社会性がわからなかったりする原因だろうと思うんですね。

だから、これは人材育成といった意味では、宮崎県で最初にどういう方法がいいか知りませんが、学校現場に出るのは25～26歳からというようなことで、何か考えてみてもらったらどうかなと思いますけどね。教育長、それは宮崎県単独ではできないものですか。

○高山教育長 確かに、教職員の採用というのは大変難しい問題でございまして、採用する段階で今、言われたようなことも含めまして、その人材育成プランの中では今後こういった方向で採用していくのか、年齢制限のこともありますし、あともう一つは、これからの学校は単独でやっていけるのかということになりますと、小学校と中学校、あるいはまた中学校と高等学校の連携ということを考えていきますと、小学校の先生、小学校の教科だけで大丈夫なのか、自分が教えた子供が、中学校に行ってもどういっ

た学習をしているのか、そういったことを考えますと、小学校の先生は、やっぱり中学校の免許は何か持つべきだと、あと、中学校の先生も高校でも行って教えられるような教科を持つべきだ、何か専門を取った教員を今後採用していく必要があるのかなということを含めまして、いろんな角度から立派な教員といいますか、優秀な教員を今後採用していくために、研究をしている状況でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○十屋委員 私もそのことはまた後ほど意見を言わせてもらいますが、19ページの全国高校総体と全中と、それから国体の九州ブロック、これで成績が少しずつ上がっているというのはいずれのことなんですよ。それぞれの指導者の方も御努力なされていて頑張っているということも認めた上で、中学校から高校に行ったときの競技種目がここで優秀な成績をおさめられている方が高校に入れているのかなと、〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕結局、中学校で優秀な生徒はどっかに引っ張られたりとか県外に行ったりとか、そして、結果として、高校の段階で一生懸命頑張っているんだけど、人材が流出してしまっているんじゃないかなという懸念があるんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○坂口スポーツ振興課長 中学校の優秀な生徒を高等学校に残すということでもいろんな努力をしているわけですが、若干、県外に流れる生徒もいるということもこれは事実でございまして。そういった意味で、推薦制度、スポーツ推薦とかそういうこともとりながら、それから、中学校の先生方にも県内に残してくれというようなこと、また、競技団体を通じても、ぜひ、県内に残してほしいということ

で今、懸命に努力をしているところでございます。

○十屋委員 それと、今度は優秀な選手の私立と県立との奪い合い、全国大会に行くレベルの学校であれば、それ相当の県立に行っても私立に行っても、いろんな面で親に負担がかかってくるという側面があって、なかなかどっちがいいとか悪いとかというのは言いづらいんですけども、要は、できれば、優秀な子たちを取り合うんじゃないかと、引っ張り合っていて悩んでいる子も知っていますけれども、そういう子たちが何か県立を受け皿として、先ほど言われた推薦枠の中で指導者も含めて優秀な方を配置していただいて、なお一層また頑張っていたきたいということで、これはお願いしておきたいと思えます。

それから、もう一点は、先ほどスポーツに関して「チーム宮崎」という言葉が使われました。これは今、教職員の服務規律の中でもいろいろお話がありますが、私たちもよく中を見ると、先生同士のコミュニケーションが足りない。いわゆる飲み会も余りされないし、保護者が飲み会に誘ってもなかなか出ていただけないし、結局、スポーツで言えばある目的のために、勝利のためにみんなでチームで固まって頑張る、その中でお互い苦しいときは苦しい胸のうちを話したり、泣いたり、そういう弱みを見せたり、そういうところから一つのチームとしてでき上がる。学校のそれを置きかえたときに、そういう関係が密な関係ではなくて、何か上辺だけの、そういうところで、先ほど先生方が言われるように、教職員がだれかに相談する場所がなかったり、学校経営という言葉を使いますが、校長先生とか役職の方との話ができなかったりとか、そういうところがあると思うの

で、例えば、チーム何々でもいいですけども、そういう何か一つ共同作業をするということが、我々もそうですが、大きな目標をね、子供の教育が第一目標なんだけども、それとは別に、輪をつくる中でそういう取り組みもぜひ必要かなと思いますね。皆さん、夏休み研修してこれられていますけれども、これは全く個人的な私見ですけども、一般社会でやるように、何ですか、慰安旅行に行くとかね、それは言葉は悪いですけどね、それぐらいのことをやらないと、まとめたりしてなかなかみんなが集うというのは難しいのかなというふうに思っていますので、これは本当に個人的な意見で個人の意見を述べさせていただきますと思います。

それから、このすすくすくプランの44ページ、先ほどから問題になっています幼稚園・保育所・認定こども園、はっきり申し上げて、認定こども園の普及は、なかなか難しいと思います。学校現場サイドの方に言うと、これまた全然別な議論になりますけれども、それを踏まえてあえてお話しさせていただくと、この中で44ページのところで、「身近な相談支援の場となり関係機関との連携を図りましょう」と、この中に子育てで、この場合は何ですか、家庭教育力の中ですよね、44ページは。そうしたときに、悪いことすることが前提ではなくて、抑止も含めて警察関係の部分が抜けているのかなというふうに思いました。これは、すべての機関で子供を育てましょうという中で、やっぱり防犯とか、例えば子供が今、殺人とかいろいろありますよね。そのためにはやっぱり警察力もかりなきやいけないので、その辺のところはなぜ抜けているのかなと思ったんですけど、何か御意見があれば……。

○飛田学校政策課長 非常にありがたい御指摘

をいただいたと思いますので、今、パブリックコメント等もしております、いろんな書きぶりとか内容についても検討いたしております。それで、今の御意見を踏まえて再度検討したいと思っております。

○外山良治委員長 いいですか。

○十屋委員 はい、いいです。

○外山良治委員長 その他……。

○山口委員 その他、何でもいいですか。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

○山口委員 今、議論のありました就学前教育すくすくプランを一つの例にとりますとね、目標を掲げ、そしてそれに対して県が何を取り組むのか、また、関連する団体に何を取り組んでほしいのかという意味では、非常にすっきりしたプランだと私は思っています。従来、えてして、マスタープランというのは、目標なのか、理想なのか、だれがどの責任において、どこまでやるのかというのがよくわからんのがありますけれども、そういう意味では、どなたが中心になって編さんされたのか、プロデュースしたのか知りませんが、近年にない——中村委員からわかりにくいというのもありましたけれども、近年にない、割と洗練された文章かなと思っております。

一方、議案第2号については、例えば、資料1のこれだけで議論してください、ちょっと酷ですよ。それは、私は、個人的には例えば平成8年、9年ですかの改修した事業費、及び改修内容等の説明はいただきました。しかし、例えば、利用者が減少、昭和57年は7万7,865人で、平成16年はこうなりましたというだけじゃなくて、利用者数もですが、回数も私らは必要だと思っているんですね。ですから、そういう意味で聞かれれば答えますが、聞かれなけりゃ出さ

ないというのは、議案審議についてはちょっと資料が不足するという気がいたします。

そういう意味では、先ほどから起債の関係まで、これはなくてもいいと思えますけれども、せめて《参考》(1)の施設の概要の中には、施設建設年月日とともに、建設費を書いていたどうか、あるいは利用状況については、グラフでもって過去10年間の表を添付していただくとか、そういう資料を十分に準備していただいて、「さあ、この条例について改正をお願いいたします」というのならわかります。決して、私たちは、後ろに傍聴者がいるから力んでこのことを質問したというわけではありませんが、従来県が運営したのを廃止するということは、それは請願が出ようが出まいが、我々から見たら重要な議案でありますから、それにふさわしい、あるいは審議を容易に進めやすい資料の準備は、今後お願いしたいと思えます。委員長の方からよろしく。

○中村委員 スポーツ振興課長にお尋ねしますが、総合体育大会等で非常にいい成績を上げておりますが、我が都城工業高校も弓道で優勝を個人がなしておるということでもありますけども、先ほどスポーツ振興課長のお話の中で、「これは指導者の熱心な指導によるものであります」ということがありましたね。この指導者のことについてなんですが、指定校の中で指導する先生がいらっしゃいますよね。指定校になると、何年そこにおれるのかが一番問題なんですね。10年ぐらいになると、そろそろ出るんじゃないかなとか、子供たちを集めるのにも責任が持てないからもう集めないでおこうかなとか、いろんなことがあるんですよ。だから、その辺のことを明確にしておかないと、指定校はずっと上がっていながら、その変わり目で一んと落

ちてしまう。その2～3年が空白になってしまうということがあるんですね。だから、私は、ある程度、指定校の監督さんたちが指導していらっしゃる、10年過ぎたな、じゃ、いつごろ異動をせないかんかというときに、1年前に、その監督と同等のレベルにある人を、本当は3年ぐらい前ですけど、1年前に入れて、もうそろそろですよという自覚をさせないと、上がっていたのが一回ダウンしてしまう。継続的に上げるためには、そういった配慮をちゃんとスポーツ振興課と、それからどこになるのかな、異動関係をするのは……、教職員課、じっくり話してですね。もう何回も言うようだけど、そんなふうにしてもらわないと落ちると思うんですね。その辺もひとつしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。難しいだろうけど、正直言って、どのくらい指定校の先生たちをおらせる気持ちがありますか。何年……。

○坂口スポーツ振興課長 何年という数字で申し上げにくいんですけども、今、委員のおっしゃいました競技力の安定というのは、私たちも望んでいることですので、そういうことも含めまして、教職員課ともども総合的に検討してまいりたいと考えております。

○中村委員 これは大体来年ですよというような内示を出すわけにいかないのかな。準備期間があるだろうし、その指定校だけですよ。それで、新しい先生を派遣しますよというようなのがあった方がいいような気がしますよね。それは非常に何年と言いきいにくいだろうけども、そんな気がして仕方がないんですがね。どうでしょうかね。

○坂口スポーツ振興課長 競技力向上だけでなく、学校全体としてその先生の役割もごさいますので、そういうことも含めまして、総合的

に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○中村委員 それから、夏休みの間、延岡の生徒が深夜徘徊というとおかしいけど、話しておって、刺された事件があったのが全然出ていませんけれども、今、この中で。1時ぐらいの時間に女の子たちが3人、男の子1人ですよ。その深夜徘徊しておるということが、加害者が一番悪いんだけども、そういう時間帯に、深夜に話し込んでいるということ自体にも家庭の責任もあるだろうし、そしてまた、学校側でも、深夜徘徊については、例えば、10時までに帰りましょかねとかいうようなことがあったんだと思うんだけど、これは非常に加害者だけの……。

○外山良治委員長 済みません。中村委員……。

○中村委員 時間……。

○外山良治委員長 いえ、違うんですよ。例えば議案を審議する、終了したら……。

○中村委員 今、その他じゃなかったんですか。

○外山良治委員長 いやいや、その他と思いましたが、また議案が若干出たもんですから……。

○中村委員 いや、そのときその他と……。

○山口委員 いやいや、これはその他のその他。

○外山良治委員長 じゃ、その他のその他ですね。じゃ、もう一回確認します。現在はその他の事項ということをお願いいたします。

○中村委員 ということで、その辺について、どうお考えになってますか。加害者はもちろん悪いけど、被害者にも一端の責任があると思っていますが、その辺はどうお考えですか。

○飛田学校政策課長 非常に難しい大事な視点での御指摘だと思います。もちろん、子供たちがああいう被害に遭ったということ、あるいは現実にまだ入院をしていられる子供さんが

おられること、それから、それによって子供たちの心の動揺、そういうことを一番のケア、それを最大に大事にすべきことであって、例えば、言葉がちょっと適切じゃないかもしれませんが、そういう時間にあったから被害に遭ったというんじゃないで、やっぱりその加害者が悪いということは事実ですが、そういう一般論としての、それと直接結びつける、結びつけないは別にして、深夜徘徊だとかあるいはいろんな交通マナーを大切にするだとか、ルールを大事にするとかいうことは絶対大事なことだと思っております。このことがそれに直接ということじゃなくて、それで、実はあの後に、どういう形で学校へまたいろんなお願いをするのか、非常に迷ったんですが、校長会をその後、中学校校長、高校の校長集まっていたいて、それは本当に事件に対しては、子供の心のケアとかあるいは後の学校に気持ちよく来れるようにとかいうことを一番大切にしてくださいと。ただ、それはそれ、やっぱりそういう子供たちの行動等については、常日頃からまた再度指導をお願いしたいということを強くお願いしたところでございました。以上でございます。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 ないようでございますので、それでは、請願の審査に移ります。請願第27号について執行部からの説明はありますか。

○米良文化財課長 その前に、先ほどの償還について若干説明させていただいてよろしいでしょうか。

○外山良治委員長 はい。

○米良文化財課長 先ほど山口委員の方からありました起債の使用の問題でございますけれども、現在確認しまして、起債台帳には登載がご

ざいませぬ。

ただ、仮に、起債があったといたしましても、昭和46年時点の起債は、償還期間が最長25年でございまして、この文化ホールは19年3月で36年になりますので、適用がないということになります。

それから、請願につきましてよろしいでしょうか。

この県民文化ホールの廃止案上程に至る経緯につきましては、先ほど議案第2号で説明をいたしましたとおりでございます。利用者の意見聴取等、平成元年からの流れの中での慎重な検討を行ったところでございます。

なお、県民文化ホールの機能と役割につきましては、県立芸術劇場に引き継いでおり、今後とも増大が見込まれます維持補修費や管理費を負担しながら利用者の安全を確保して、適切な運営を継続することは困難であると考えております。以上でございます。

○外山良治委員長 執行部の説明は終わりましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 ないようでありますから、それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様には御苦勞さまでございました。暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時55分再開

○外山良治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、局長並びに関係課長の説明を求めます。ただし、議案第12号につきましては、閉会中9月28日か

ら審査を予定しておりますので、今定例会では継続審査とすることになりましたので、本日は、簡単に説明のみをお願いいたします。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。また、議案第12号にかかわる質疑は、特に今回行う必要があるものに限っていただきますようお願いいたします。

○日高企業局長 それでは、説明に入ります前に、先日の台風13号襲来時の企業局の対応状況等について、簡単に御報告をさせていただきます。

台風13号の接近によりまして、県内全域に暴風警報や大雨洪水警報が発令される等、企業局施設に災害が発生するおそれがありましたので、17日（日曜日）午前9時に企業対策室を設置いたしまして、企業局が管理をいたしておりますダム、各発電所、それから北部管理事務所に職員を配置し対応に当たったところでございます。その結果、幸いにいたしまして、企業局の各施設につきましては、今回、特に被害はなかったところでございます。それでは、説明に入らせていただきます。

本日は、提出議案が1件、その他報告事項が1件でございます。お手元に配付をいたしております文教警察企業常任委員会資料というのがございますが、これで説明をさせていただきたいと思っております。

目次を開いていただきたいと思いますのですが、提出議案は、議案第12号「平成17年度公営企業会計決算の認定について」の1件でございます。また、その他の報告事項といたしまして、「北部管理事務所の災害復旧状況について」というのが1件ございます。

まず、議案第12号の「平成17年度公営企業会計決算の認定について」でございますが、これは

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成17年度宮崎県公営企業会計の電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の決算につきまして、認定をお願いするものでございます。本議案につきましては、議会終了後に予定されております本委員会におきまして御審議をいただくということでございますので、本日は、決算の概要といたしまして、事業実績と収支の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、電気事業会計についてでございます。（1）に事業実績というのがございますが、表に書いてございますように、17年度の年間供給電力量の実績、これ、（B）のところでございますけれども、3億3,328万キロワットアワーということになりまして、その右にございます目標に対します達成率で64.1%、前年度対比で55.8%というふうになっております。これは、年間の降雨量が少なかったことによるものでございます。なお、降雨量がどのくらい少なかったかと申しますと、ここにはちょっと記載してございませんが、平年比で81%の降雨量でございます。しかも、降雨量の大半は9月に集中をしておるということで、9月分を除いた降雨量が平年比の55%ということでございました。また、その下の段の17年度の電力料金収入の実績でございますが、47億4,033万円となりまして、達成率で96.2%、前年度対比で94.7%というふうになっております。なお、先ほど申し上げましたように、供給電力量の達成率が64.1%で、電力料金収入の達成率が96.2%というふうに、電力料金収入の達成率の割合が高くなっておるわけでございますが、これは安定した料金収入を得ることができるよう、電力料金の料金体

系が約9割を基本料金として、発電の有無にかかわらずに受け取ることができる二部料金制度というような形になっているからでございます。

次に、その下の枠の(2)の決算額でございます。17年度の事業収益が52億4,408万7,000円、その下の事業費が45億1,195万2,000円というふうになっております。その結果、純利益が7億3,213万5,000円と、ほぼ前年度並みの利益を確保いたしております。これは降雨量が少なかったことによりまして発電量が減少し、電力料金収入は、ここに書いてございませんけれども、前年度よりも2億6,000万円ほど減少したわけではありますが、前年度比較の欄に書いてありますように、事業収益全体といたしましては、1億2,000万円余りの減少ということになったところでございます。これは資金の効率的な運用、それから遊休資産の売却がございまして、これによって事業費が1億2,000万円余りの減少にとどまったところでございます。それともう一つは、人件費などの費用削減に努めた結果でございます。

それから、2ページをごらんいただきたいと思っております。工業用水道事業会計についてでございます。

(1)の事業実績でございますが、基本使用水量の実績が(B)の欄であります。4,538万8,000立米で、その右の達成率、それから前年度対比はともに99.7%、それから、2段目にございます常時使用水量が1,477万3,000立米で、達成率で107.1%、前年度対比で102.5%というふうになったところでございます。これは主な増減理由のところちょっと書いてございますが、日向製錬所や旭化成の常時使用水量の増加によるものでございます。また、給水料金収入は、実績が3億3,761万9,000円でございます。

達成率で101.1%、前年度対比で100.3%となったところでございます。

それから、(2)の決算額でございますが、事業収益が4億5,221万1,000円、事業費が4億7,648万9,000円ということになりまして、その結果、純損失が2,427万8,000円となっております。これは、給水実績は前年度をわずかに上回る実績でございましたが、昨年9月の台風14号によりまして、日向市東郷町にございます施設が冠水いたしましたために、復旧費に多大な経費を要しまして、昭和51年以来29年ぶりに赤字という形になったところでございます。なお、平成17年度末の累積欠損金は、下の方の(参考)の表のところでございますように、4,302万9,000円というふうになっております。

それから、次は3ページをごらんいただきたいと思っております。地域振興事業会計でございます。

まず、(1)の事業実績であります。ゴルフコース利用者の実績は、3万5,951人となりまして、目標に対する達成率で92.2%でございましたが、前年度対比では103.0%と、人数にいたしますと、約1,000名ぐらいの増ということになったところでございます。これは乗用カートの導入、それから主催コンペの充実など、利用者確保に向けた取り組みなどによるものでございます。使用料金収入は、9,365万円で、達成率が85.4%、前年度対比で98.8%というふうになっております。対前年比で利用者がふえて、利用料金が若干減少しておりますが、これは、単価の低い高齢者の利用者がふえたということによるものでございます。

それから、その下の(2)の決算額でございますが、17年度の事業収益が1億24万5,000円、事業費が9,143万2,000円で、その結果、881万3,000円の純利益となっております。これは先

ほど申しました利用者確保の取り組みによりまして、使用料金収入がわずかな減少にとどまったことや、施設の管理運営委託費とか減価償却費の減少によりまして、事業費が減少したことによるものでございます。なお、17年度末の累積欠損金は、下の方の参考のところに書いてありますが、5,001万2,000円というふうになっております。また、一番下の表にございます過去5カ年間の利用者数の推移で見ますと、65歳以上の利用者、それから女性の利用者がふえているという傾向にございます。議案第12号につきましては、以上でございます。

続きまして、その他の報告事項といたしまして、北部管理事務所の災害復旧状況についてでございますが、これについては、工務課長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○桑畑工務課長 続きまして、北部管理事務所の災害復旧状況について御説明いたします。

まず、最後のページですけれども、資料の6ページをお開きください。上の写真であります。平成17年台風14号で耳川がはんらんし、日向市東郷町にある北部管理事務所の工業用水道施設が全面水没いたしました。そのときの被災状況写真であります。避難いたしました職員が宿舎より撮影したものです。

写真右上の事務所の2階部分を残して完全に水没しているのが御確認いただけるかと思いません。

下の写真は、北部管理事務所全体の航空写真であります。左の方に耳川が流れております。通常は、青い矢印で示しておりますとおり、左側の耳川より沈砂池に取水して、ポンプ室内の

ポンプでくみ上げてユーザーへ送水しております。このポンプ室等のポンプが水没により送水不能となりました。

次に、災害復旧状況について御説明申し上げます。資料の4ページをお開きください。この表は、復旧工事の主なものをまとめたものでございます。上の欄は17年度完了いたしました緊急復旧工事でございます。細島臨海工業地帯ユーザーへの送水機能が不能となったために、その応急措置を行ったものでございます。そのうち①のポンプ設置及び撤去工事につきまして、その状況を5ページの上段に載せております。この工事は、ポンプ室のポンプが送水不能となったために、場内にある沈砂池に水中ポンプを設置して、青色のホースを使って沈殿池へ送水を行ったものでございます。

次に、再度4ページをごらんください。この表の下の欄は、今年度に完了する工事でございます。これは、昨年の台風14号に匹敵する出水にも対応できる対策を施した本復旧工事でございます。そのうち、③の電気室建設工事につきましては、その状況を5ページの下段に載せております。この工事は、工業用水道施設の心臓部とも言えるポンプ制御装置や受電設備等が水没しないように、新たに2階建ての電気室を建設したものでございます。この電気室は、事務室とポンプ室の間に位置してございまして、場内が冠水しても、職員が移動できるように2階部分を渡り廊下でつないでおります。一連の主たる工事につきましては、今月末に完成する予定となっております。また、9月28日に現地調査をお願いしておりますので、電気機械設備等の詳細につきましては、現地にて御説明させていただきます。今後とも、施設の円滑な運用を行い、工業用水の安定供給に努めてま

いりたいと存じます。以上でございます。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案第12号についての質疑を受けたいと思います。

なお、先ほども申し上げましたが、議案第12号については、継続審査が決定しておりますので、特に今回行う必要があるもののみをお願いいたします。

議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 次に、その他の報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後3時11分休憩

午後3時13分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、22日の13時00分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、22日の委員会は13時00分と決定いたします。

その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでございま

した。

午後3時13分散会

平成18年9月22日（金曜日）

午後1時2分開会

出席委員（8人）

委員	長	外山良治
副委員	長	湯浅一弘
委員		松井繁夫
委員		外山三博
委員		中村幸一
委員		蓬原正三
委員		十屋幸平
委員		山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大 野 誠 一

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

まず最初に、この際山口委員より議案第2号及び第4号に対し修正案が提出されております。山口委員から趣旨の説明を求めます。

○山口委員 議案の採決に入ります前に、私どもの会派として、修正案を提出いたしたいと思っておりますので、今、お手元に資料を配付し、私の方で口頭で説明をさせていただきます。

要は、議案第2号及び第4号に係る宮崎県総合博物館横にあります県民文化ホールのことについてであります。議案では、4月1日よりこれを廃止となっております。ですから、普通の暦で考えますと、4月1日以降使用を停止し、中を整理して、その後取り壊しということになるのかと思います。質疑の中で取り壊した後の

使用方法はと聞きますと、駐車場ということでもありますから、急に差し迫った計画があるわけではありません。

また、いま一つは、10年ほど前に約4億円を入れてそれぞれ手入れをしてきました。築後35年建ったとはいえ、学校で言う危険校舎的、今すぐにでも取り壊さなければならないという建築状況でもありません。

そして、いま一つは、これまた当局の答弁でありましたように、宮崎県立芸術劇場を初めとする宮崎市等の公営のホール等につきましては、その受け付け期間が1年前からということになっておりまして、いわば、これは条例の施行されます4月1日から10月までの半年間は他のホールは既にもう予約で埋まっているわけですね。ですから、従来、ここを利用してきた方々というのは、年間の行事予定を他のホールに差し向けようとしても、既に埋まってしまっているという状況でありますので、できますならば、4月1日施行を10月1日施行に延ばしていただきまして、その間にそれぞれの利用者は向こう1年間の計画を練り直していただきたいということで第2号及び第4号の修正案を——第2号、第4号の附則、この条例は平成19年4月1日から施行するという部分のうち、第2号、第4号の、県民文化ホールにかかわる分だけを10月1日から施行するというように修正をしていただけないかと思っております。以上です。

○外山良治委員長 以上で説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

○外山三博委員 今、山口委員のおっしゃった趣旨はよくわかりますが、執行部が提案された条例に関して、議会の方から条例を修正をする

という申し入れができるのかどうか、そのところがどうなんでしょうね。これ、出された条例は可決か否決しかないと思うんですよね。そして、新たに出し直させるかというふうに私は思うんですが、そこらのところ、ちょっと調べてみられましたか。

○山口委員 おっしゃるように、提案されたものについては、可決か否決しかないと思いますが、ここで修正案を提案し、皆さん方から否決されれば、原案についての賛否を問うしかないと思いますが、修正案を提案し、皆さん方の方で修正案を受け入れるということができれば、改めてそれについての可決、否決になるのではないかと思っております。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

○山口委員 休憩をお願いできますか。

○外山良治委員長 はい、休憩をいたします。

午後1時7分休憩

午後1時19分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、議案第2号及び第4号を修正する点については、質疑を終了いたしました。

修正案に対していかがいたしましょうか。

○山口委員 採決をとっていただけますか。

○外山良治委員長 採決ということが今、出ましたが……。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 では、採決をいたします。

継続はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 採決という方の挙手をお願い

いたします。

〔賛成者挙手〕

○外山良治委員長 挙手少数でございます。

よって、修正案は否決をされました。

それでは、まず、継続審査となりました議案第12号以外の議案について採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

○山口委員 議案第2号及び第4号についての修正案を出した手前、第2号、第4号以外については一括でかまいませんが、これについては分離での採決をとってください。

○外山良治委員長 それでは、議案ごとに採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山良治委員長 挙手多数と認めます。よって第2号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○外山良治委員長 次に、議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○外山良治委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山良治委員長 全会一致であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第27号「県民文化ホール廃止の延期について」であります。請願第27号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

請願第27号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 挙手なし、よって、請願第27号については、継続審査とすることは否決されました。

請願第27号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 挙手なし。よって、請願第27号については、不採択と決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

継続審査となりました議案第12号のほか「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

○蓬原委員 私は、自転車のことについて、この前ちょっと質問いたしましたけど、自転車で道路を走行する上での道路構造等の安全確保に十分尽くすよう御配慮いただきたいと……。

○十屋委員 パーキングメーターの要望をしたので、他の駐車場もあります、ほかのところもいっぱいなので、時間の延長を検討いただきたい。

○外山三博委員 シルバーゾーンの意見、事情聴取、この前しました。その後、担当からいろいろ話を聞いてみますとね、県内で今、6カ所指定がしてあって、シルバーゾーンというマークもある。ところが、全然どこが指定してあるかわからない。この目的は、高齢者の犯罪が多い、高齢者の交通事故が多い、それからそれに関する施設が多いところを認定して、ある広い地域をしてあるようなんですよ。しかし、そのことを私も知らないし、周辺の方もほとんど知らない。せつかく指定してあるんですから、周知徹底というか、PRを積極的に行うようにという文言をシルバーゾーンに関して、どこか入れてもらったらありがたいなと思います。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

今、委員からそれぞれ出されました、自転車の安全確保という視点から、道路構造というものをそういうふう安全確保を図っていただきたいというのが第1点。パーキングメーターの時間延長等について考えるべきではないかというのが第2点。それから、シルバーゾーンの表示という点について、何がしかの工夫が必要ではないのかと、こういった3点が……。

○外山三博委員 指定をされたシルバーゾーンというもののPR、周知徹底を図ってもらいたい。それ、全然してない……。

○外山良治委員長 わかりました。シルバーゾーンの周知徹底を図れという要望、3点を委員長報告に盛り込んでいただきたいという要望がありました、この点について委員長報告に記述することに対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 全会一致で3点については、委員長報告に盛り込むということで委員より一致した意見が出されました。

ほかについて……。

○山口委員 確認のために申し添えておきますが、議案第2号及び第4号についての修正案を出し、結果、否決をされましたので、議案第2号及び第4号について私は反対をいたしました。あくまで、それはこの議案中、県民文化ホールにかかわるものだけについてでありますので、誤解のなきよう確認しておきます。西高附属中学校のことは賛成であります。

○外山良治委員長 十分わかりました。

ほかについて正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後1時34分休憩

午後1時34分再開

○外山良治委員長 再開いたします。

次に、閉会中常任委員会についてであります。年度当初の委員会で日程のみ11月7日と決めておりましたが、11月7日で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 以上で委員会を終了いたします。

次の委員会は、閉会の翌日、9月28日（木曜日）からでございます。公営企業会計決算審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆さん、本当にお疲れさまでございま

した。

午後1時35分閉会